



愛媛県報

発行 愛媛県

平成18年9月29日金曜日 第1799号

◇ 目 次 ◇ 規 則

児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則.....	793
愛媛整肢療護園使用規則.....	794

告 示

大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	794
土地改良事業の工事の完了.....	795
保安林の指定.....	795
漁業の許可又は起業の認可の申請期間（2件）.....	795
基本測量の実施の通知.....	796
道路の区域変更（一般国道319号）.....	796
道路の供用開始（"）.....	796
道路の区域変更（一般国道494号）.....	796
道路の供用開始（"）.....	797
道路の区域変更（県道大平砥部線）.....	797
道路の供用開始（"）.....	797
道路の供用開始（県道鳥井喜木津線）.....	797
道路の区域変更（県道大洲野村線）.....	797

道路の供用開始（"）.....	798
道路の区域変更（一般国道378号）.....	798
道路の区域変更（県道内子双海線）.....	798
道路の位置の指定（2件）.....	798

訓 令

愛媛整肢療護園処務規程の一部を改正する訓令.....	799
----------------------------	-----

公 告

土地（建付地）の売払い.....	799
土地の売払い.....	800
アップツイスター（延伸装置付）の購入.....	801
医療機械の借入れ.....	802
愛媛県人事行政の運営等の状況.....	803
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	843

この県報に掲載された医療機械の借入れの入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第54号

児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年9月29日

愛媛県知事 加戸守行

児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則（昭和41年愛媛県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>別表第1（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">徴収金基準額表（扶養義務者用）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">省略</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1～7 省略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">8(1) 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは、行わないものとする。ただし、アに該当する場合であつても、真にやむを得ない特別の理由があり、かつ、所得税の額が16,800円以下であるときは、この限りでない。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ア 省略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者で、その社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（以下「出産一時金」という。）が、<u>350,000</u></td> </tr> </table>	省略	省略	備考		1～7 省略		8(1) 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは、行わないものとする。ただし、アに該当する場合であつても、真にやむを得ない特別の理由があり、かつ、所得税の額が16,800円以下であるときは、この限りでない。		ア 省略		イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者で、その社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（以下「出産一時金」という。）が、 <u>350,000</u>		<p>別表第1（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">徴収金基準額表（扶養義務者用）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">省略</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1～7 省略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">8(1) 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは、行わないものとする。ただし、アに該当する場合であつても、真にやむを得ない特別の理由があり、かつ、所得税の額が16,800円以下であるときは、この限りでない。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ア 省略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者で、その社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（以下「出産一時金」という。）が、<u>300,000</u></td> </tr> </table>	省略	省略	備考		1～7 省略		8(1) 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは、行わないものとする。ただし、アに該当する場合であつても、真にやむを得ない特別の理由があり、かつ、所得税の額が16,800円以下であるときは、この限りでない。		ア 省略		イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者で、その社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（以下「出産一時金」という。）が、 <u>300,000</u>	
省略	省略																								
備考																									
1～7 省略																									
8(1) 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは、行わないものとする。ただし、アに該当する場合であつても、真にやむを得ない特別の理由があり、かつ、所得税の額が16,800円以下であるときは、この限りでない。																									
ア 省略																									
イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者で、その社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（以下「出産一時金」という。）が、 <u>350,000</u>																									
省略	省略																								
備考																									
1～7 省略																									
8(1) 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは、行わないものとする。ただし、アに該当する場合であつても、真にやむを得ない特別の理由があり、かつ、所得税の額が16,800円以下であるときは、この限りでない。																									
ア 省略																									
イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者で、その社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（以下「出産一時金」という。）が、 <u>300,000</u>																									

円以上であるとき。

(2) 省略

9 省略

注 省略

円以上であるとき。

(2) 省略

9 省略

注 省略

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

○愛媛県規則第55号

愛媛整肢療護園使用規則を次のように定める。

平成18年9月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛整肢療護園使用規則

愛媛整肢療護園使用料規則（昭和33年愛媛県規則第47号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、愛媛整肢療護園（以下「整肢療護園」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（入所定員）

第2条 整肢療護園の入所定員は、140人とする。

（入園資格）

第3条 整肢療護園に入園することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、集団生活に著しく支障を来すおそれのある者は、この限りでない。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条の3第4項に規定する施設給付決定に係る障害児
- (2) 法第27条第1項第3号の規定による入所の措置に係る児童（入園期間）

第4条 整肢療護園入園期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、この期間を変更することがある。

- (1) 前条第1号に該当する者 法第24条の3第6項に規定する給付決定期間
- (2) 前条第2号に該当する者 知事が必要と認める期間（入園手続）

第5条 第3条第1号に該当する者であって整肢療護園に入園を希望するものの保護者は、知事に入園を申し込まなければならない。（入園の決定等）

第6条 知事は、前条の規定による入園の申込みがあったときは、次に掲げる方法により選考し、入園の可否を決定するものとする。この場合において、知事は、入園の決定を受けた者との間において整肢療護園の使用に関し契約を締結するものとする。

- (1) 書類審査
- (2) 身体検査
- (3) 面接
- (4) その他必要と認める検査

（入舎）

第7条 整肢療護園に入園を決定された者（以下「入園者」という。）は、整肢療護園の宿舎に入舎するものとする。

（入園者の義務）

第8条 入園者は、この規則及びその他諸規律を遵守し、入園者としての品位を傷付けてはならない。

（契約の解除）

第9条 知事は、入園者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第6条の契約を解除し、退園を命じることがある。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。
- (2) 整肢療護園の秩序を乱し、その他入園者としての本分に著しく反すると認められるとき。
- (3) その他入園を継続することが不相当と認められるとき。（損害賠償等）

第10条 自己の責めに帰すべき理由により、整肢療護園の施設、設備等を滅失し、又は損傷した者は、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

（使用料の額）

第11条 愛媛整肢療護園使用料条例（昭和27年愛媛県条例第65号。以下「条例」という。）第2条第2号の使用料の額は、診療報酬の算定方法（平成18年3月厚生労働省告示第92号）別表第1医科診療報酬点数表及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第99号）により算定する額とする。

（使用料の納付時期）

第12条 入園者の保護者は、条例第2条第1号の使用料の額から法第24条の3第8項に規定する障害児施設給付費及び法第24条の20第4項に規定する障害児施設医療費を控除した額をその入園者が整肢療護園の法第24条の2第1項に規定する指定施設支援を受けた日の属する月の翌月の末日までに支払わなければならない。

2 条例第2条第2号の診療を受けた者又はその保護者は、同号の使用料を診療後速やかに納付しなければならない。

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか、整肢療護園の使用に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1402号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工政課並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成18年9月29日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届出 年月日
マルナカ今治桜井店	今治市東村南一丁目 甲46-1外	大規模小売店舗の名称	マルナカ今治店	マルナカ今治桜井店	平成18年 8月10日	平成18年 9月14日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工政課並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1403号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成18年9月29日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
ほ場整備事業	鬼北地区 (成川裏工区)	平成11年8月6日
ほ場整備事業	鬼北地区 (延川長穂工区)	平成11年12月16日
ほ場整備事業	鬼北地区 (出日本村工区)	平成12年3月17日
ほ場整備事業	鬼北地区 (興野々山手工区)	平成18年3月27日
ほ場整備事業	鬼北地区 (黒川工区)	平成15年1月29日
ほ場整備事業	鬼北地区 (白根工区)	平成17年11月11日

○愛媛県告示第1404号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成18年9月29日

愛媛県知事 加戸守行

1(1) 保安林の所在場所

今治市古谷甲 872、甲 873、乙 143 の23、乙 143 の24

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所

八幡浜市保内町磯崎2789、2795の1、2796、2797

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

保内町磯崎2795の1・2796・2797（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1405号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成18年9月29日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間
平成18年 9月29日から10月13日まで

○愛媛県告示第1406号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成18年 9月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間
平成18年 9月29日から10月13日まで

○愛媛県告示第1407号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成18年 9月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 基本測量（電子基準点測量）
- 2 作業期間 平成18年10月5日から
平成19年3月25日まで
- 3 作業地域 宇和島市
上浮穴郡久万高原町
南宇和郡愛南町

○愛媛県告示第1408号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、西条地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年 9月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一般国道	319号	四国中央市新宮町新宮142番5から 同町新宮142番6まで	旧	メートル 5.8～8.8	キロメートル 0.080	
			新	24.5～46.0	0.080	
"	"	四国中央市新宮町新宮142番6から 同町新宮191番2まで	旧	6.0～59.5	0.120	
			新	6.0～59.5 15.0～59.5	0.120 0.120	

○愛媛県告示第1409号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、西条地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年 9月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	319号	四国中央市新宮町新宮142番5から 同町新宮142番6まで	平成18年 9月29日
"	"	四国中央市新宮町新宮142番6から 同町新宮191番2まで	"

○愛媛県告示第1410号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年 9月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町笠方2801番3から 同町波草1314番8まで	旧	メートル 9.0～30.0	キロメートル 0.385	
			新	11.0～53.0	0.348	

○愛媛県告示第1411号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年9月29日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町笠方1312番2から 同町渋草1314番8まで	平成18年9月29日

○愛媛県告示第1412号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年9月29日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	大平砥部線	伊予郡砥部町外山29番3から 同町外山44番3まで	旧	メートル 6.0～11.2	キロメートル 0.139	
			新	8.8～27.0	0.139	

○愛媛県告示第1413号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年9月29日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	大平砥部線	伊予郡砥部町外山29番3から 同町外山44番3まで	平成18年9月29日

○愛媛県告示第1414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年9月29日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町亀浦25番12から 同町亀浦25番9まで	平成18年9月29日

○愛媛県告示第1415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年9月29日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大洲野村線	西予市野村町高瀬2070番2から 同町蔵良2046番まで	旧	メートル 4 5～19 2	キロメートル 0.160	
			新	11 2～19 2	0.160	

○愛媛県告示第1416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年9月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲野村線	西予市野村町高瀬2070番2から 同町蔵良2046番まで	平成18年9月29日

○愛媛県告示第1417号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年9月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	西予市三瓶町皆江字コゴウラ176番から 同字167番1まで	旧	メートル 3 9～20 8	キロメートル 0.443	
			新	10 5～56 0	0.425	

○愛媛県告示第1418号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年9月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	内子双海線	喜多郡内子町河内2088番から 同町河内1729番地先まで	旧	メートル 4 0～12 8	キロメートル 0.260	
			新	11 6～47 4	0.260	

○愛媛県告示第1419号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成18年9月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

四国中央市川之江町字宮ノ谷3572番1及び3588番

2 申請人の住所氏名

四国中央市川之江町2893番地1

有限会社富士住サービス

代表取締役 白石 一忠

3 図面省略

○愛媛県告示第1420号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成18年9月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

四国中央市土居町土居2290番1

2 申請人の住所氏名

四国中央市土居町入野138番地1

有限会社相和不動産
代表取締役 尾崎 荘一

3 図面省略

訓 令

○愛媛県訓令第13号

愛媛整肢療護園処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める

平成18年 9月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛整肢療護園処務規程の一部を改正する訓令

愛媛整肢療護園処務規程（昭和31年愛媛県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（系の分掌事務）</p> <p>第3条 系の分掌事務は、次のとおりする。</p> <p>庶務係</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p><u>(6) 使用料に関すること。</u></p> <p><u>(7) 省略</u></p> <p><u>(8) 省略</u></p> <p><u>(9) 省略</u></p> <p><u>(10) 省略</u></p> <p>（専決規定）</p> <p>第4条 園長は、次の事項について専決処理することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p><u>(8) 愛媛整肢療護園使用規則（平成18年愛媛県規則第55号）第4条ただし書の規定による入園期間の変更に関すること。</u></p> <p><u>(9) 愛媛整肢療護園使用規則第6条の規定による入園の可否の決定に関すること。</u></p> <p><u>(10) 愛媛整肢療護園使用規則第6条の規定による契約の締結に関すること。</u></p> <p><u>(11) 愛媛整肢療護園使用規則第9条の規定による契約の解除及び退園処分に関すること。</u></p> <p><u>(12) 省略</u></p> <p><u>(13) 省略</u></p>	<p>（系の分掌事務）</p> <p>第3条 系の分掌事務は、次のとおりする。</p> <p>庶務係</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>_____</p> <p><u>(6) 省略</u></p> <p><u>(7) 省略</u></p> <p><u>(8) 省略</u></p> <p><u>(9) 省略</u></p> <p>（専決規定）</p> <p>第4条 園長は、次の事項について専決処理することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>(8) 省略</u></p> <p><u>(9) 省略</u></p>

附 則

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年 9月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
土地（建付地）の売払い
- (2) 売り払う土地（建付地）の所在地、地目及び地積等

所 在 地	土 地		建 物	
	地 目	地 積	構 造	床 面 積
松山市祝谷二丁目25番 1	宅 地	2,147.56㎡	コンクリートブロック 造 2 階建	601.59㎡

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部管理局総務管理課財産処分係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話 (089)912 2558

イ 入札心得書の交付方法

アに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成18年10月30日（月）午前10時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成18年11月20日（月）午前10時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

愛媛県庁第二別館 5 階第 3 会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の 1 の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から 5 年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

イ アの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年 9月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地の売払い

(2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

所在地	地目	地積
松山市岩崎町二丁目459番4	宅地	540.72m ²
松山市岩崎町二丁目459番7	宅地	117.63m ²

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部管理局総務管理課財産処分係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話（089）912 2558

イ 入札心得書の交付方法

アに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成18年10月30日（月）午後2時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成18年11月20日（月）午後2時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県庁第二別館5階第3会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格を

もって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から5年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

イ アの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年9月29日

愛媛県知事 加戸守行

1 入札に付する事項

(1) 件名

アップツイスター（延伸装置付）の購入

(2) 購入物品名及び数量

アップツイスター（延伸装置付）1式（使用にあたり必要な付帯装置、搬入、据付け、配線、調整等1式を含む。）

(3) 購入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 納入期限

平成19年2月28日

(5) 納入場所

愛媛県繊維産業試験場

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、差の端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成18年度及び平成19年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

(4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部管理局総務管理課用品調達係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2156

- (2) 入札書の受領期限
平成18年10月26日(木)午後2時
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成18年10月26日(木)午後2時
愛媛県庁舎 第二別館1階会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。
イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。
- (3) 入札者に要求される事項
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、入札書の提出に先立って提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
イ 入札書は封印し、受領期限までに提出しなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
UP - twister , 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m. , 26 October 2006
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , General Administration Division , General Affairs Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2156

○公告

次のとおり一般競争入札に付する。
平成18年9月29日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

1 入札に付する事項

- (1) 件名
医療機械の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
愛媛県立今治病院医事システム一式(医事サーバー式、医事サブサーバー式、病歴管理サーバー式、患者属性情報共有サーバー式、システムメンテナンス用クライアント3台、デスクトップ型クライアント23台、ノート型クライアント2台、クライアント系ページプリンタ5台、クライアント系シリアルプリンタ5台、レセプト用プリンタ2台、エンボス1台、カードリーダー4台、自動再来受付機3台、その他接続機器一式、業務ソフトウェア一式、据付け、調整等一式)
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期限
平成19年2月1日から平成24年1月31日まで
- (5) 借入場所
愛媛県立今治病院
- (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

- 知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成18年度及び平成19年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期限の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 2794
- (2) 入札書の受領期限
平成18年11月10日(金)午後2時
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成18年11月10日(金)午後2時
愛媛県公営企業管理局会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要

- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be leased: The Account System for Medical Insurance Claim of Ehime Prefectural Imabari Hospital , 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m. , 10 November 2006
- (3) For further information , please contact: Property Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Administration Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2794

○公告

愛媛県人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

平成18年9月29日

愛媛県知事 加戸守行

1 人事行政の運営の状況

(1) 任免及び職員数に関する状況

ア 職員の採用の状況

平成17年度の新規採用者数は、市町立小・中学校教員を含め、愛媛県全体で385人です。任命権者別の職種別・性別内訳は、以下のとおりです。

(ア) 知事

(単位：人)

区分	行政事務	土木	農業	心理判定員	歯科衛生士	獣医師	看護師	海技士	合計
男性	11	3	1	0	0	1	0	1	17
女性	8	0	0	1	1	4	1	1	16
合計	19	3	1	1	1	5	1	2	33

(イ) 公営企業管理者

(単位：人)

区分	医師	薬剤師	視能訓練士	看護師	合計
男性	25	0	0	7	32
女性	5	1	1	66	73
合計	30	1	1	73	105

(ウ) 教育委員会

(単位：人)

区分	小中学校教諭	高等学校等教諭	養護教諭	寄宿舎指導員	学校事務	学校栄養職員	実習助手	行政事務	合計
男性	28	25	0	2	3	0	4	0	62
女性	24	25	4	2	2	5	2	1	65
合計	52	50	4	4	5	5	6	1	127

(エ) 警察本部長

(単位：人)

区分	警察官	警察官(語学)	警察官(武道)	警察事務	鑑識(法医)	少年補導職員	合計
男性	95	0	2	2	1	0	100
女性	11	1	0	7	0	1	20
合計	106	1	2	9	1	1	120

イ 職員の退職の状況

職員の定年等に関する条例により、一部の職員を除いて定年年齢は60歳とし、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職することとしています。平成17年度における退職者数は、定年による退職と定年前の自己都合や死亡等による退職を合わせて693人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知事	公営企業管理者	教育委員会	警察本部長	合計
定 年 退 職	61	9	158	57	285
定 年 前 退 職	52	144	154	58	408
合 計	113	153	312	115	693

ウ 職員の再任用の状況

地方公務員法により、任命権者は、定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、常時勤務又は短時間勤務の職に採用することができることとされています。任期は1年ですが、平成17年度に再任用された職員については1回、平成18年度に再任用された職員については2回に限り任期を更新することができます。平成17年度における新規再任用者数は18人、任期更新者数は11人で、いずれも短時間勤務の職です。また、離職者数は23人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知事	公営企業管理者	教育委員会	合計
新規再任用者数	3	1	14	18
任期更新者数	7	2	2	11
離職者数	7	2	14	23

エ 職員数の状況

平成17年及び平成18年の各年の4月1日現在の部門別職員数の状況と平成18年の職員数の主な増減理由、年齢別職員構成の状況並びに定員適正化計画の数値目標及び進捗状況は、以下のとおりです。

(ア) 部門別職員数の状況と平成18年の職員数の主な増減理由

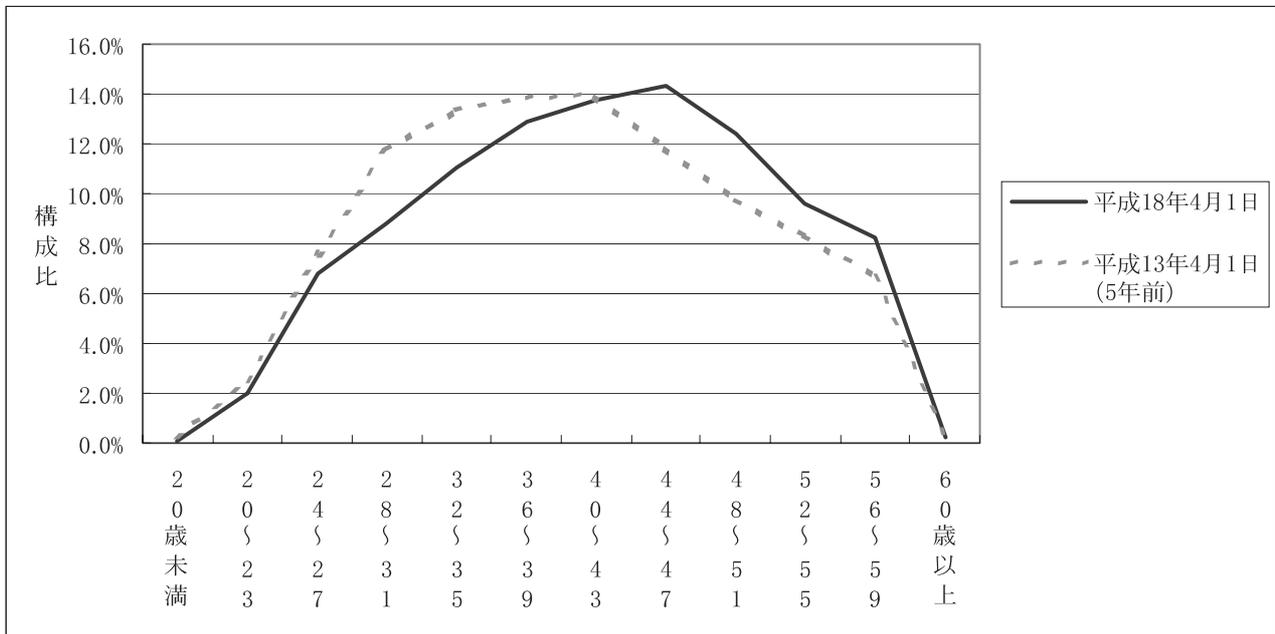
(各年4月1日現在)

		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成17年	平成18年		
議 会	議 会	35	36	1	議事調査業務の増
	総務企画	667	662	5	市町振興業務執行体制の効率化、派遣職員の減
	税 務	208	209	1	地方税滞納整理機構派遣職員の増

一般 行政 部門	民 生	351	350	1	市町村合併に伴う生活保護業務の減
	衛 生	573	561	12	健康増進センターの見直し、保健所の事務処理体制の効率化による減
	労 働	89	88	1	職業訓練指導業務の減
	農林水産	1,253	1,235	18	補助事業指導業務等の執行体制の効率化による減
	商 工	204	204	0	
	土 木	1,040	1,017	23	高速道路課、鹿野川ダム管理事務所の廃止による減
	小 計	4,420 [10]	4,362 [10]	58 [0]	
特別 行政 部門	教 育	13,681	13,597	84	児童生徒数の減少による教職員の減
	警 察	2,753	2,780	27	警察官の増員
	小 計	16,434 [20]	16,377 [24]	57 [4]	
公営 企業 部門	小 計	2,108 [3]	2,070 [1]	38 [2]	北宇和病院の廃止による減
合計		22,962 [33]	22,809 [35]	153 [2]	
(条約定数)		(23,701)	(23,513)	(188)	

- 注1 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者及び派遣職員を含み、臨時又は非常勤の職員は含まれていません。
 2 []内は、再任用短時間勤務職員の数であり、外書きです。
 3 この表は、従事する職務の部門ごとの職員の集計であり、「(2) 給与の状況」において適用給料表ごとに集計した職員数とは一致しません。
 4 一般行政部門には、知事の事務部局（愛媛県立医療技術大学及び愛媛県立医療技術短期大学を除く。）のほか、人事委員会、議会、監査委員及び労働委員会の事務部局が含まれています。

(イ) 年齢別職員構成の状況（平成18年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	17	455	1,542	2,011	2,509	2,932	3,141	3,258	2,826	2,191	1,880	47	22,809
構成比	0.1%	2.0%	6.8%	8.8%	11.0%	12.9%	13.8%	14.3%	12.4%	9.6%	8.2%	0.2%	100.0%

(ウ) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

a 定員適正化目標（数・率）

計 画 期 間		数 値 目 標
始 期	終 期	
平成17年4月1日	平成21年4月1日	5年間で一般行政部門の職員数を10.0%（450人）削減する計画

b 定員適正化手法の概要

スクラップ・アンド・ビルドの徹底、事務事業や組織・機構の整理合理化、アウトソーシングの推進、IT技術の積極的な活用、中長期的視点に立った計画的な職員採用などにより定員の縮減及び増員の抑制に努めました。

c 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

平成18年3月策定の「愛媛県構造改革プラン」の中で、平成17年4月1日現在の総定員（一般行政、公営企業、教育、警察部門22,963人）を平成22年4月1日までの5年間で6.5%（1,500人）削減する計画

d 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

区分	平成16年 （計画前年）	平成17年 （1年目）	平成18年 （2年目）	平成19年 （3年目）	平成20年 （4年目）	平成21年 （5年目）	計	（参考） 数値目標
一般 行政 部門	減員		125	78			203	
	増員		51	20			71	
	差引		74	58			132 (29.3%)	450
	職員数	4,494	4,420	4,362			4,362	4,044

注1 計画期間は、平成17年度から平成21年度までの5年間です。
 2 ()内の数値は、数値目標に対する進捗率を示すものです。

(2) 給与の状況

ア 総括

(ア) 人件費の状況（普通会計決算）

人件費には、一般職の職員（警察関係職員、教育関係職員及び一般行政関係職員をいう。以下同じ。）に支給する給与と、特別職の職員に支給する知事等特別職の給与、議員の報酬及び期末手当並びに委員等報酬のほか、地方公務員共済組合負担金、退職手当、恩給及び退職年金、災害補償費等が含まれています。

平成17年度における普通会計の決算による人件費の状況は、以下のとおりです。

区 分	住民基本台帳人口 （平成17年度末）	歳 出 額 （A）	実 質 収 支	人 件 費 （B）	人件費率 （B/A）	平成16年度 の人件費率
平成17年度	1,486,946 人	639,725,055 千円	396,166 千円	189,305,797 千円	29.6 %	29.6 %

(イ) 職員給与費の状況（普通会計予算）

平成18年度当初予算における職員給与費の状況は、以下のとおりです。

区 分	職 員 数 （A）	給 与 費				1人当たり 平均給与費 （B/A）
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 （B）	
平成18年度	20,955 人 (10)	91,666,897 千円	16,093,578 千円	37,871,940 千円	145,632,415 千円	6,950 千円

注1 職員給与費とは、人件費のうち、一般職の職員に対して支給される給料及び扶養手当、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。
 2 職員数は、平成18年度当初予算に計上された数値であり、平成18年4月1日現在の実職員数とは一致しません。
 3 ()内の数値は、再任用短時間勤務職員の数であり、内数です。

(ウ) 特記事項

県の危機的な財政状況を踏まえ、人件費の抑制を図るため、平成18年度から知事等特別職及び一般職員の給与の臨時的な減額措置を行っています。

このため、本公表においても、平成18年度当初予算及び平成18年4月実績ベースで集計している各データは、給与減額措置後の金額となっています。

なお、平成18年度の給与減額措置の内容は、以下のとおりです。

特別職

区分	給料	期末手当
知事	20 / 100	減額後の給料の月額による額
副知事、出納長、教育長、管理者、常勤監査委員	15 / 100	

一般職員

区分	給料	管理職手当	その他の手当
特定幹部職員	8 / 100	10 / 100	減額後の給料の月額による額
管理職員	6 / 100	10 / 100	
一般職員	4 / 100	-	
若年層職員	3.5 / 100	-	

* 減額措置の対象となる手当（給料の月額を算出基礎に含む手当）

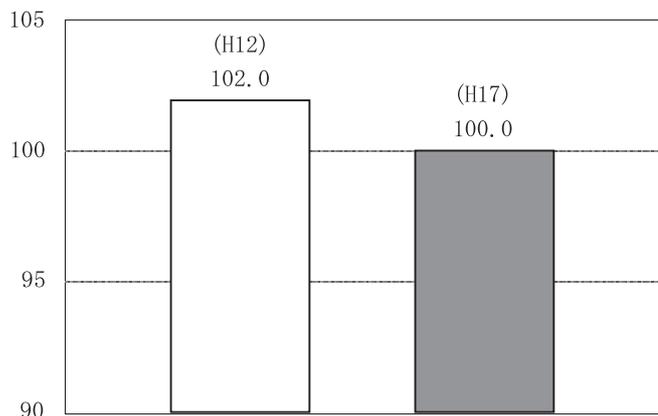
地域手当、期末勤勉手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日給、特地・へき地手当、農林漁業普及指導手当、特殊勤務手当の一部
定時制通信教育手当、産業教育手当

退職手当は、減額前の給料の月額による。

(エ) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

県職員の給与水準は、ラスパイレス指数で表されますが、本県の平成17年度におけるラスパイレス指数は、100.0です。

ラスパイレス指数とは、各地方公共団体の学歴別・経験年数別の職員数が国家公務員のそれと同じであると仮定し、その職員数に各地方公共団体の平均給料月額を乗じて得られる給料総額が国家公務員の給料総額に対してどのような割合になるかを示す指数ですが、上記の本県ラスパイレス指数は、本県の一般行政職の給与水準を、国家公務員の行政職俸給表(一)適用者のそれを100として比較したものです。



イ 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(ア) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成18年4月1日現在）

本県では、行政職給料表、公安職給料表、中学校・小学校教育職員給料表、高等学校等教育職員給料表、技能労務職員の給料表など10種類の給料表を定めています。

平成18年4月1日現在における職員数（企業会計関係職員2,070人及び再任用短時間勤務職員10人を含まない。以下イ及びウにおいて同じ。）は、20,739人です。

このうち、代表的な職種である一般行政職（行政職給料表適用者のうち、税務事務に従事する職員、船員並びに愛媛県立保育専門学校及び愛媛県立歯科技術専門学校において教育業務に従事する職員（以下「税務職員等」という。）を除いた職員をいう。以下イ及びウにおいて同じ。）4,484人（21.6パーセント）、技能労務職527人（2.5パーセント）、高等学校（特殊・専修・各種）教育職3,633人（17.5パー

セント)、中学校・小学校教育職8,511人(41.0パーセント)及び公安職2,356人(11.4パーセント)の職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況は、以下のとおりです。

a 一般行政職(行政職給料表適用者(税務職員等を除く。))

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	43歳4月	349,112円	433,823円

b 技能労務職(技能労務職に係る給料表適用者)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	45歳7月	318,229円	364,112円
うち 用務員	45歳11月	316,136円	359,012円
うち 自動車運転手	45歳0月	319,212円	369,562円
うち 学校給食員	46歳2月	315,262円	350,764円

c 高等(特殊・専修・各種)学校教育職(高等学校等教育職員給料表適用者ほか)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	41歳9月	369,400円	421,562円

d 中学校・小学校(幼稚園)教育職(中学校・小学校教育職員給料表適用者)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	42歳5月	374,173円	417,821円

e 公安職(公安職給料表適用者)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	41歳6月	345,914円	454,914円

注1 平均給料月額とは、平成18年4月1日現在における各職種ごとの職員の給料、給料の調整額及び教職調整額の合算額の平均であり、学歴、経験年数、職位等の要素は、考慮に入れていません。

2 平均給与月額とは、職員の給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当などの諸手当の額を合計したものの平均です。

(イ) 職員の初任給の状況(平成18年4月1日現在)

平成18年4月1日現在における代表的な職種の職員の初任給を国のそれと比較した状況は、以下のとおりです。

区 分		愛 媛 県	国
一 般 行 政 職	大学卒	170,200円	I種 179,200円 II種 170,200円
	高校卒	138,400円	III種 138,400円
	技能労務職	134,000円	-
技 能 労 務 職	高校卒	134,000円	-
	中学卒	120,200円	-
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	198,120円	-
中 学 校 ・ 小 学 校 教 育 職	大学卒	198,120円	-

公 安 職	大学卒	190,100円	200,800円
	高校卒	159,600円	159,600円

(ウ) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成18年4月1日現在）

平成18年4月1日現在における代表的な職種の職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況は、以下のとおりです。

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行 政 職	大学卒	264,553円	321,346円	375,647円
	高校卒	213,217円	264,431円	322,544円
技 能 労 務 職	高校卒	188,031円	243,759円	273,474円
高等学校教育職	大学卒	310,384円	364,032円	399,687円
中学校・小学校 教 育 職	大学卒	297,266円	361,780円	391,798円
公 安 職	大学卒	274,326円	339,883円	394,368円
	高校卒	231,375円	289,365円	351,355円

注 経験年数とは、おおむね次のとおりです。

- ① 学歴取得後直ちに本県へ就職した者 県職員として在職した年数
- ② 学歴取得後無職の期間又は他へ就職していた期間を経て本県へ就職した者 無職の期間の4分の1及び他へ就職していた期間のおおむね10分の8の期間と県職員として在職した期間とを合算した年数

ウ 一般行政職の級別職員数等の状況

(ア) 一般行政職の級別職員数の状況（平成18年4月1日現在）

本県における一般行政職の職員に適用される行政職給料表は、職務により1級から9級までの9区分に分かれており、これらは、10級制となっている国の行政職俸給表(一)の1級から9級までの区分と同じです。

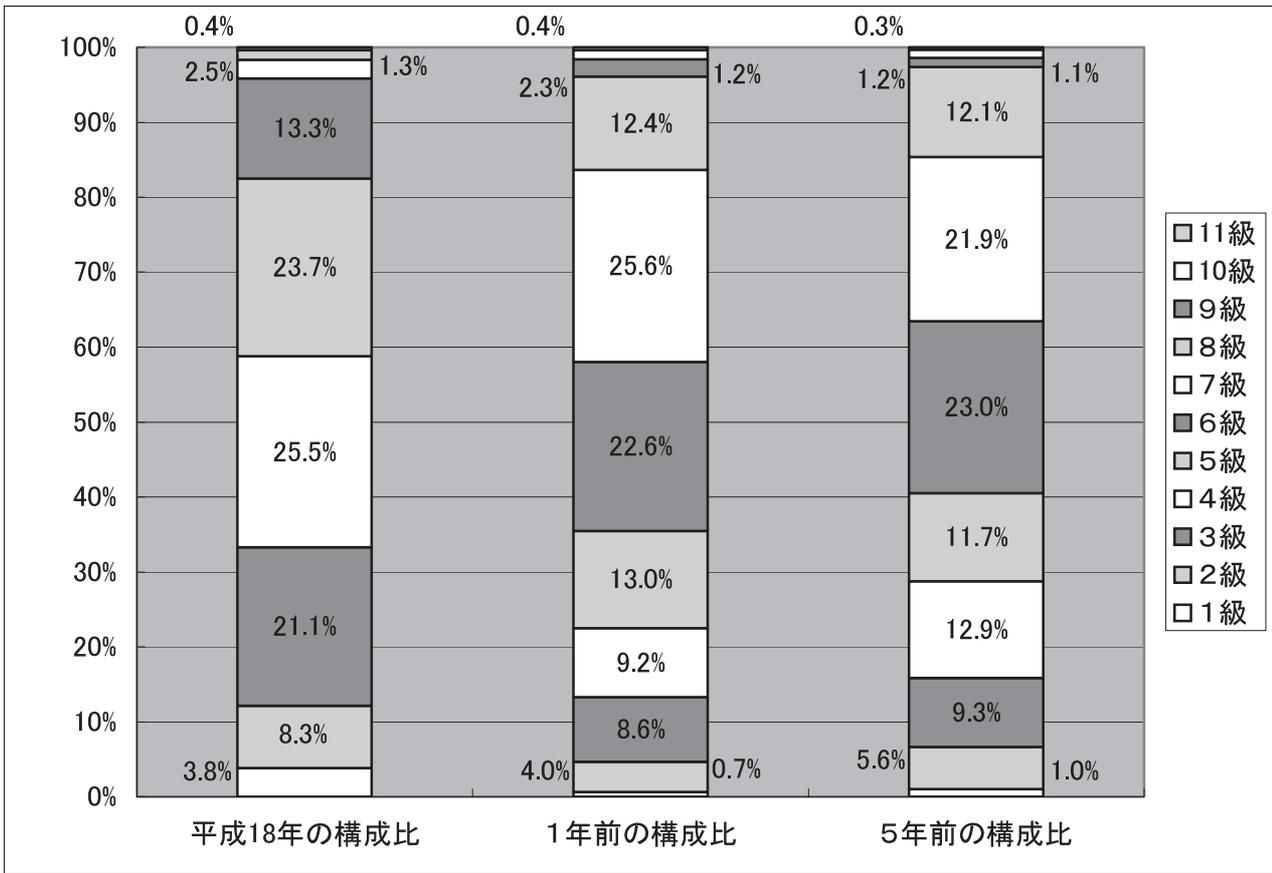
平成18年4月1日現在における級別職員数とその構成比は、以下のとおりです。

(参考) 17年度までの級構成

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事・技師	172人	3.8%
2級	主事・技師	373人	8.3%
3級	主任・係長	948人	21.1%
4級	専門員	1,143人	25.5%
5級	課長補佐	1,064人	23.7%
6級	課長	596人	13.3%
7級	参事	114人	2.5%
8級	局長	57人	1.3%
9級	部長	17人	0.4%
計		4,484人	100.0%

区分	標準的な職務内容
1級	主事・技師
2級	主事・技師
3級	主事・技師
4級	主査
5級	主任・係長
6級	専門員
7級	課長補佐
8級	課長
9級	参事
10級	局長
11級	部長

注 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



(イ) 昇給期間短縮の状況

職員は、12月ないし24月の期間を良好な成績で勤務すれば昇給させることができる制度（普通昇給）のもと、勤務成績が特に優秀な職員については、その期間を短縮して昇給（特別昇給）させています。

また、新たに採用された職員等についても、一定の条件を設けて昇給期間を短縮しています。

なお、平成18年度からは、新たに勤務成績に応じて昇給に幅を持たせる査定昇給制度を導入したため、昇給期間の短縮は廃止しています。これらの昇給期間短縮の実施状況は、以下のとおりです。

区 分		合 計	一般行政職	技能労務職	高等学校 教 育 職	中学校・小 学校教育職	公 安 職
平 成 17 年 度	職 員 数 (A)	19,601人	4,575人	533人	3,697人	8,469人	2,327人
	特別昇給 (B)	2,939人	686人	80人	554人	1,270人	349人
	比 率 (B / A)	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%
	その他の昇給短縮 (C)	455人	60人	1人	80人	177人	137人
	比 率 (C / A)	2.3%	1.3%	0.2%	2.2%	2.1%	5.9%
	昇給短縮計(B + C) (D)	3,394人	746人	81人	634人	1,447人	486人
	比 率 (D / A)	17.3%	16.3%	15.2%	17.1%	17.1%	20.9%

平成 16 年 度	職 員 数 (A)	19 855人	4 662人	548人	3 814人	8 520人	2 311人
	特別昇給 (B)	2 977人	699人	82人	572人	1 278人	346人
	比 率 (B / A)	15 .0%	15 .0%	15 .0%	15 .0%	15 .0%	15 .0%
	その他の昇給短縮 (C)	550人	94人	2 人	113人	193人	149人
	比 率 (C / A)	2 .8%	2 .0%	0 .2%	3 .0%	2 .3%	6 .4%
	昇給短縮計(B + C) (D)	3 527人	793人	83人	685人	1 471人	495人
	比 率 (D / A)	17 .8%	17 .0%	15 .1%	18 .0%	17 .3%	21 .4%

エ 職員の手当の状況

職員には、基本給としての給料のほか、各職員の生活実態及び勤務条件の違い等を考慮して、各種の手当を支給しています。主な手当は、以下のとおりであり、おおむね国と同じ内容となっています。

なお、各手当の支給実績及び1人当たり平均支給額は、平成17年度普通会計決算ベースの額です。

(ア) 期末手当・勤勉手当

愛 媛 県			国		
1人当たり平均支給額(平成17年度決算)			-		
1,773千円					
(平成17年度支給割合)			(平成16年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
3.0 月分	1.45 月分		3.0 月分	1.45 月分	
(1.6) 月分	(0.75) 月分		(1.6) 月分	(0.75) 月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		

注1 特定幹部職員(局長級以上の職員)については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.6月分、勤勉手当1.85月分となっています。

2 ()内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当(平成18年4月1日現在)

愛 媛 県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算			職務の級等の区分に応じた11段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		
定年前早期退職特別措置(3~30%加算)			定年前早期退職特別措置(2~20%加算)		
1人当たり平均支給額	5,795 千円	27,862 千円			

注 1人当たり平均支給額は、平成17年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(ウ) 地域手当（平成18年4月1日現在）

地域手当は、民間賃金の地域間格差を適切に反映するため、東京都特別区及び大阪府大阪市に勤務する職員に対して支給するものです。また、医師の採用を容易にするためにも支給しています。

なお、本年度からの地域手当の導入に伴い、従前の調整手当は廃止しました。

支 給 実 績（平成17年度決算）			36 819千円	
支給対象職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）			584 429円	
区 分	支給対象地域	支 給 率	支給対象職員数	国の支給率
医 師		11%	30人	11%
医師以外	東京都（特別区）	13%	23人	13%
	大阪府（大阪市）	11%	6人	11%

注 支給対象職員数は、平成18年4月1日現在の職員数です。

(エ) 特殊勤務手当（平成18年4月1日現在）

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に、その勤務の特殊性に基づき支給するものです。

支給実績（平成17年度決算）		694 811千円	
支給職員1人当たり平均支給額（平成17年度決算）		60 687円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成17年度）		54.9%	
手当の種類（手当数）		59	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
県税事務従事職員の特殊勤務手当	県税事務に従事する職員	納税義務者、滞納者等を訪問して行う県税の賦課及び徴収に関する業務等	日額 500円
伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当	伝染病防疫業務に従事する職員	伝染病患者等の救護作業 伝染病菌の付着した物件等の処理作業 伝染病菌を有する家畜等の防疫作業	日額 290円
工業技術センター、繊維産業試験場、衛生環境研究所等に勤務する職員の特殊勤務手当	工業技術センター、繊維産業試験場、衛生環境研究所等に勤務する職員	①人体に有毒なガスの発生を伴う業務 ②特に危険性を有する薬品を取り扱う業務 ③病理細菌を取り扱う業務	①日額 290円 ②及び③日額 200円
特殊現場作業従事職員の特殊勤務手当	特殊現場作業に従事する職員	①トンネルの坑内で従事するトンネル掘り作業 ②作業条件が劣悪な場所において行われるダム建設作業 ③墜落の危険が特に著しい箇所で行う作業等 ④橋脚の基礎工事等において水面下4メートル以上の深所で行う作業	①日額 560円 ②日額 350円 ③及び④日額 220円
レントゲン技術従事職員の特殊勤務手当	レントゲン技術又はその補助に従事する職員	レントゲンを使用して、有害放射線の影響を受ける作業	日額 230円
児童相談所、肢体不自由児施設、知的障害者更生相談所及び精神保健福祉センターに勤務する職員の特殊勤務手当	児童相談所、肢体不自由児施設、知的障害者更生相談所及び精神保健福祉センターに勤務する職員	①児童の一時保護作業 ②児童及び精神障害者等の心理判定作業 ③肢体不自由児の看護作業等 ④精神障害者等の看護作業等	①日額 350円 ②及び④日額 420円 ③月額 8,800円
児童自立支援施設に勤務する職員の特殊勤務手当	児童自立支援施設に勤務する職員	児童の自立支援又は生活支援の業務	給料月額額の6/100、8/100又は14/100の額
県警察に勤務する職員の特殊勤務手当			

私服員の捜査、逮捕作業等手当	当該作業に従事する私服警察職員	犯罪予防、捜査、被疑者逮捕作業	月額 11,760円
犯罪鑑識作業手当	当該作業に従事する警察職員	指紋、手口、写真等を利用する犯罪鑑識作業	月額 6,440円又は11,760円
交通取締用自動車等運転作業手当	当該作業に従事する警察職員	交通取締用自動車その他特殊自動車運転作業	月額 8,820円又は11,760円
山岳捜索救難作業手当	山岳救助警備隊に属する警察職員	山岳において遭難事故が発生した場合において行う遭難者の捜索救難作業	日額 840円
警ら作業手当	当該作業に従事する警察職員	警ら作業	月額 7,140円
身辺警護等作業手当	当該作業に従事する警察職員	①天皇又は皇后、皇太子又は皇太子妃の警衛作業 ②その他の要人等の警護作業	①日額 1,150円 ②日額 640円
銃器犯罪捜査作業手当	当該作業に従事する警察職員	①銃器等が使用されている犯罪現場における被疑者逮捕等の作業 ②銃器を所持する被疑者の逮捕、警戒等の作業	①日額 1,640円 ②日額 820円又は1,100円
無線電話送受作業手当	当該作業に従事する警察職員	特に優秀な技術を必要とする無線電話送受作業	日額 50円又は40円
ひき逃げ捜査作業手当	当該作業に従事する交通専務員	ひき逃げ捜査作業	日額 560円
交通取締等作業手当	当該作業に従事する交通専務員	①共同危険行為取締作業 ②交通取締り（①の作業を除く。）、整理及び事故処理作業	①日額 560円 ②日額 310円
留置場等看守作業手当	当該作業に従事する警察職員	留置場等において収容者を看守する作業	日額 230円
被疑者護送作業手当	当該作業に従事する警察職員	被疑者護送作業	日額 230円
火薬類取締作業手当	当該作業に従事する警察職員	火薬類の取締作業（不発弾の処理作業を含む。）	日額 250円
夜間特殊作業手当	当該作業に従事する警察職員	夜間（深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）を含む時間）に従事する特殊業務	1回 410円、730円又は1,100円
潜水作業手当	当該作業に従事する警察職員	潜水器具を着用して従事する潜水作業	1時間 310円又は780円
死体取扱作業手当	当該作業に従事する警察職員	①検視管理官が行う検視又は解剖立会いの作業 ②その他の死体取扱作業	①1回 3,200円 ②1回 1,600円
爆発物処理作業手当	当該作業に従事する警察職員	爆発物処理作業	1回 5,200円
特殊危険物質処理作業等手当	当該作業に従事する警察職員	①特殊危険物質（サリン等）の処理作業 ②特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業 ③特殊危険物質が発生するおそれがある実験作業	①日額 5,200円 ②日額 250円 ③日額 460円
緊急業務処理作業手当	当該作業に従事する警察職員	正規の勤務時間外に突発的な事件又は事故の処理のため出勤を命じられ、夜間に従事する作業	1回 1,240円
運転免許技能試験作業手当	当該作業に従事する警察職員	道路において行う運転免許技能試験作業	日額 310円
少年補導作業手当	少年補導職員	少年補導作業	月額 7,130円
災害警備等作業手当	当該作業に従事する警察職員	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所等において行う災害警備、遭難救助等の心身に著しい負担を与える作業	日額 840円
術科指導作業手当	当該作業に従事する術科指導員	術科指導作業（本務として従事する作業を除く。）	1時間 300円

研究手当	保健所等に勤務する医師である職員	診療、検診、検疫、救護等の業務	月額 18,000円から30,000円まで
漁獲手当	水産実習船に勤務する船員	漁労業務	漁獲物の売上高から市場等に納付する手数料を差し引いた額の16/100に相当する額(支給総額)
社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当	社会福祉主事 身体障害者更生相談所に勤務する 身体障害者福祉司 児童福祉司	要保護者等を訪問して行う指導等、 身体障害者に面接して行う相談等 又は児童等に面接して行う相談等 の業務	日額 510円
精神保健指定医、診察立会職員及び精神障害者移送に従事する職員の特殊勤務手当	精神保健指定医、診察立会職員等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく診察、立会又は移送の業務	日額 320円
職業訓練事業に従事する職員の特殊勤務手当	高等技術専門学校に勤務する職業訓練指導員	職業訓練業務	月額 13,300円
と畜検査業務従事職員の特殊勤務手当	食肉衛生検査センターに勤務する職員	と畜場法による獣畜のとさつ又は解体の検査	日額 1,180円
動物園飼育作業従事職員の特殊勤務手当	動物園に勤務する職員	猛獣、猛禽の診断、治療及び給飼作業 猛獣・猛禽舎の清掃作業	日額 310円
麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当	麻薬取締員	麻薬及び向精神薬取締法による司法警察職員として従事する危険な職務	日額 420円
爆発物取締業務従事職員の特殊勤務手当	本庁爆発物取締主管課又は地方局に勤務する職員	火薬類取締法又は高压ガス保安法に基づく完成検査、保安検査等の業務	日額250円
漁業取締作業従事職員の特殊勤務手当	当該作業に従事する職員	漁業取締船に乗り組んで従事する漁業取締作業	日額 500円
夜間看護手当	愛媛整形外科看護園に勤務する看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等の業務	1回 2,000円から3,300円まで
家畜保健衛生所に勤務する職員の特殊勤務手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師である職員	家畜保健衛生所法による家畜の伝染病の予防、人工授精の実施等の事務	月額 15,300円
潜水手当	水産試験場に勤務する職員	海中の魚礁の状況、魚介類の育成状況等を調査するため、潜水器具を着用して行う潜水作業	1時間 310円又は780円
用地交渉等業務に従事する職員の特殊勤務手当	農林水産部農業振興局農地整備課、土木部管理局用地課、地方局土地改良主務課及び地方局建設部(土木事務所を含む。)に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	日額 650円
身体障害者等福祉業務従事職員の特殊勤務手当	①身体障害者更生相談所に勤務する看護師等 ②婦人相談所又はさつき寮に勤務する職業訓練指導員又は生活指導員	①看護業務 ②職業訓練又は生活指導の業務	日額 420円
精神障害者等訪問指導業務従事職員の特殊勤務手当	保健所又は精神保健福祉センターに勤務する保健師	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき精神障害者等を訪問して行う相談指導業務又は結核予防法に基づく訪問指導業務	日額 230円
航空手当	当該業務に従事する職員	①航空機の操縦業務 ②航空機の整備業務 ③航空機に搭乗して行う整備、訓練、捜索救難、調査、漁業取締り等の業務	①月額 127,500円 ②月額 28,600円 ③1時間 1,900円 (整備士の場合は、2,200円)
災害応急作業等手当	土木部河川港湾局河川課及び港湾海岸課並びに道路都市局道路建設課及び道路維持課並びに地方局建設部(土木事務所及びダム管理事務所を含む。)に勤務する職員	異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に警戒水位を超えている河川の堤防、通行が禁止されている区間の道路等の危険な区域において行われる次の作業 ①巡回監視 ②応急作業等	①日額 480円 ②日額 730円

食鳥検査業務従事職員の特殊勤務手当	食肉衛生検査センターに勤務する職員	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律による食鳥検査業務	日額 1,180円
特殊自動車運転作業手当	農業大学校、農業試験場、果樹試験場、畜産試験場及び林業技術センターに勤務する職員	大型特殊自動車等の運転作業	日額 290円
兼務手当	当該業務に従事する教育職員	定時制の課程の授業又は補助の業務（本務として従事する業務を除く。）	1時間 510円、610円又は670円
添削手当	当該業務に従事する教育職員	通信制の課程を担当して行う添削指導業務（本務として従事する業務を除く。）	添削1回 110円
教員特殊業務手当	当該業務に従事する教育職員（職務の級が中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の1級又は2級のものに限る。）	①非常災害時における児童等の保護又は緊急の防災等の業務 ②児童等の負傷、疾病等に伴う救急の業務等 ③修学旅行、対外運動競技等において児童等を引率して行う指導業務（泊を伴うもの等） ④部活動における児童等に対する指導業務（週休日、休日等に行うもの） ⑤入学試験における受験生の監督等の業務（週休日、休日等に行うもの）	①日額 3,200円 ②日額 3,000円 ③日額 1,700円 ④日額 1,200円 ⑤日額 900円
多学年学級担当手当	公立の小学校又は中学校の2又は3の学年の児童等で編制されている学級を担当する教育職員（一定以上の授業時間数の者に限る。）	当該多学年学級における授業又は指導業務	日額 350円又は290円
教育業務連絡指導手当	教務主任、学年主任、生徒指導主事等	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の業務	日額 200円
面接指導手当	当該業務に従事する教育職員	講師として通信制の課程の授業又はその補助を行う業務（本務として従事する業務を除く。）	1時間 760円
野犬取扱作業手当	動物愛護センターに勤務する技能労務職員	野犬取扱作業	日額 410円
道路上作業手当	地方局建設部又は土木事務所に勤務する技能労務職員	交通遮断することなく行う道路の維持修繕、舗装の打換え等の作業	日額 300円
家畜ふん尿処理作業手当	養鶏試験場又は畜産試験場に勤務する技能労務職員	たい肥舎等において行う有害物の発生を伴う家畜ふん尿の処理作業	日額 290円

注1 支給単価に 印の付いているものは、日額にあっては従事時間数、又月額にあっては従事日数に応じた、それぞれ減額の規定があります。
2 県警察に勤務する職員の特殊勤務手当については、月額手当と日額手当等の供給調整があります。

(オ) 超過勤務手当

支給実績（平成17年度決算額）	3,184,320千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	171千円
支給実績（平成16年度決算額）	3,351,846千円
職員1人当たり平均支給年額（平成16年度決算）	178千円

(カ) その他の手当 (平成18年 4月 1日現在)

手当名	内容	支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (17年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (17年度決算)
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族のうち2人目まで 6,000円 ・扶養親族でない配偶者を有する職員の扶養親族のうち1人 6,500円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 ・その他の扶養親族 5,000円 (満15歳に達する日後の最初の年度初めから満22歳に達する日以降の最初の年度末までの子1人につき5,000円加算)	同	-	千円 2,641,182	円 241,667
住 居 手 当	自ら居住するための住宅等を借り受け、家賃等を支払っている職員又はその所有に係る住宅に居住する職員で世帯主であるもの等に支給	【借家・借間居住者】 ・家賃23,000円以下 家賃額 - 12,000円 ・家賃23,000円超55,000円未満 (家賃額 - 23,000円) × 1 / 2 + 11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円 (支給限度額)	同	-	千円 1,407,780	円 120,046
		【持家居住者】 3,500円	異	国制度取得後5年間まで2,500円		
初 任 給 調 整 手 当	医師等採用による欠員の補充が困難である職に採用された職員等に支給	採用困難の程度等を考慮して定める職の区分及び採用の日以後の期間の区分に応じて支給 上限額：306,900円	同	-	千円 74,975	円 2,142,143
通 勤 手 当	通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を使用している職員等に支給	【公共交通機関利用者】 6箇月定期等廉価な価額による運賃等相当額 上限額：75,000円	異	国上限額55,000円	千円 1,619,892	円 97,967
		【交通用具利用者】 距離に応じた定額 片道2km以上5km未満2,500円 ~ 片道95km以上47,200円	異	国上限額24,500円		
単 身 赴 任 手 当	公署を異にする異動等に伴い単身で生活することとなった職員に対して支給	23,000円 + 加算額 加算額は、配偶者住居との距離に応じて6,000~45,000円	同	-	千円 212,078	円 298,281
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給	給料月額に100分の25を超えない範囲で職責に応じた一定率を乗じた額	同	-	千円 1,615,264	円 714,087
特 地 勤 務 手 当 及 び 特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署等に勤務する職員に支給	給料及び扶養手当の月額に対して、100分の4から100分の25までの範囲で、公署の区分に応じた一定率を乗じた額	同	-	千円 68,339	円 350,456
へ き 地 手 当 及 び へ き 地 手 当 に 準 ず る 手 当	へき地学校等に指定された学校に勤務する教育職員に対して支給	給料及び扶養手当の月額に対して、100分の2から100分の21までの範囲で、学校の区分に応じた一定率を乗じた額			千円 421,602	円 448,513
定 時 制 通 信 教 育 手 当	県立の高等学校で本務として定時制教育又は通信教育に従事する教育職員等に支給	給料月額に100分の10を乗じた額 (管理職手当との併給調整あり。)			千円 84,147	円 472,736
産 業 教 育 手 当	県立の高等学校で農業、水産又は工業に係る産業教育に従事する教育職員に支給	給料月額に100分の10を乗じた額 (管理職手当等との併給調整あり。)			千円 173,565	円 427,500
義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	小学校、中学校又は県立学校に勤務する教育職員に支給	上限額：20,200円 職務の級号給に応じた定額 (産業教育手当等との併給調整あり。)			千円 2,008,691	円 165,406

農 林 漁 業 普 及 指 導 手 当	農林漁業の普及指導に関する事務に従事する職員に支給	給料月額に100分の6を乗じた額			千円 58,825	円 261,444
宿 日 直 手 当	職員が正規の勤務時間外又は休日等に宿直又は日直をした場合に支給	4,200円 / 1回 ほか (勤務時間による増減あり。)	同	-	千円 445,570	円 236,377
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管理職手当を支給される職員が週休日等に勤務した場合に支給	職責に応じて4,000円～12,000円 / 1回の定額 (6時間を超える場合は加算あり。)	同	-	千円 30,862	円 204,384
夜 勤 手 当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給	勤務1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同	-	千円 164,769	円 175,286
休 日 給	休日等における正規の勤務時間中に勤務した職員に支給	勤務1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の135を乗じた額	同	-	千円 640,499	円 343,800

注1 支給単価のうち、特に記載の無いものは月額単価です。
 2 農林漁業普及指導手当は、17年4月から名称の変更及び支給率の引下げを行っています。

オ 特別職の報酬等の状況（平成18年4月1日現在）

特別職の職員の給料月額又は報酬月額、期末手当の支給割合及び退職手当の算定方式等は、以下のとおりです。

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,056,000円 (1,320,000円)
	副 知 事	858,500円 (1,010,000円)
	出 納 長	748,000円 (880,000円)
報 酬	議 長	873,000円 (970,000円)
	副 議 長	783,000円 (870,000円)
	議 員	738,000円 (820,000円)
期 末 手 当	知 事	(平成17年度支給割合)
	副 知 事	3.3月分
	出 納 長	
退 職 手 当	議 長	(平成17年度支給割合)
	副 議 長	3.3月分
	議 員	
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (支給時期) 132万円 × 在職月数 × 0.7 (任期毎)
	副 知 事	101万円 × 在職月数 × 0.5 (")
	出 納 長	88万円 × 在職月数 × 0.4 (")

注1 給料月額及び報酬月額は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）及び愛媛県議会議員の報酬の特例に関する条例（平成15年愛媛県条例第41号）に基づき、それぞれ知事20%、副知事及び出納長15%、議長、副議長及び議員10%の減額をした後の額であり、()内の金額は、減額前の額を記載しています。

注2 退職手当は、知事等の退職手当に関する条例（昭和31年愛媛県条例第54号）が平成18年7月21日付けで改正され、算定方式が次のとおり変更されています。

知 事 132万円 × 在職月数 × 0.6
 副知事 101万円 × 在職月数 × 0.45
 出納長 88万円 × 在職月数 × 0.35

カ 公営企業職員の状況

(ア) 電気事業

県営電気事業は、昭和28年10月7日の営業開始以来52年を経過し、現在、銅山川第一発電所（2機）、同第二発電所、同第三発電所、富郷発電所、肱川発電所、道前道後第一発電所、同第二発電所及び同第三発電所の合計8発電所（9機）において、最大出力67,000キロワットで営業しています。

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員 給与費比率(B/A)	平成16年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成17年度	千円 2,287,880	千円 171,274	千円 534,903	% 23.4	% 24.6

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

(b) 予算

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1人当たり 平均給与費 (B/A)
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 (B)	
平成18年度	人 72	千円 314,711	千円 73,576	千円 159,483	千円 547,770	千円 7,608

注1 職員数及び給与費は、平成18年度当初予算に計上された数値であり、平成18年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成18年4月1日現在）

県営電気事業に従事する平成18年4月1日現在の職員数は、66人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
愛媛県公営企業 (電気事業)	42歳7月	359,540円	465,744円 (596,359円)

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、()内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業（電気事業）		愛 媛 県	
1人当たり平均支給額（平成17年度）		1人当たり平均支給額（平成17年度）	
1,777千円		1,773千円	
（平成17年度支給割合）		（平成17年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.45 月分	3.0 月分	1.45 月分
(1.6) 月分	(0.75) 月分	(1.6) 月分	(0.75) 月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.6月分、勤勉手当1.85月分となっています。

2 ()内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当（平成18年4月1日現在）

愛媛県公営企業（電気事業）			愛 媛 県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算			職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		
定年前早期退職特別措置（3～30%加算）			定年前早期退職特別措置（3～30%加算）		
1人当たり平均支給額	3,003千円	27,186千円	1人当たり平均支給額	5,795千円	27,862千円

注 1人当たり平均支給額は、平成17年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(c) 地域手当（平成18年4月1日現在）

支給対象職員は、いません。

(d) 特殊勤務手当（平成18年4月1日現在）

支給総額（平成17年度決算）				65千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）				2,241円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成17年度）				40.8%
手当の種類（手当数）				2
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価	
危険作業手当	発電所又は工業用水管理事務所に勤務する職員	①傾斜30度以上の水圧管施設工事及び内部工事の作業等 ②水圧鉄管充水時の水車ケーシング及びドラフトチューブの内部作業等 ③ずい道水圧管内における調査、測量作業等 ④地上又は水面上10メートル以上の墜落の危険が特に著しい箇所で行う工事の監督、調査等 ⑤金属ナトリウム、苛性アルカリ類、硝酸及び亜硝酸等を取扱う業務	①日額 570円 ②日額 400円 ③日額 340円 ④日額 220円 ⑤日額 200円	
用地交渉等業務手当	公営企業管理局に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	日額 650円	

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成17年度決算）	57,299千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	971千円
支給実績（平成16年度決算）	49,133千円
職員1人当たり平均支給年額（平成16年度決算）	792千円

注 職員1人当たり平均支給年額には、休日勤務手当を含んでいます。

(f) その他の手当（平成18年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (17年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (17年度決算)
扶 養 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 12,721	円 265,021
住 居 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 4,645	円 103,222
通 勤 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 5,046	円 100,920
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 1,596	円 319,200
管 理 職 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 8,985	円 748,750
特地勤務手当及び特 地勤務手当に準ずる 手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 2,878	円 319,778
宿 日 直 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0
管 理 職 員 特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 102	円 11,333
夜 間 勤 務 手 当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	-	千円 3,239	円 179,944

(イ) 工業用水道事業

県営工業用水道事業は、昭和39年4月1日の営業開始以来42年を経過し、現在、松山・松前地区工業用水道、今治地区工業用水道、西条地区工業用水道（一部給水）の3地区において、給水能力238,133立方メートルで営業しています。

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員 給与費比率(B/A)	平成16年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成17年度	千円 1,199,818	千円 133,698	千円 208,338	% 17.4	% 17.9

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

(b) 予算

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1人当たり 平均給与 (B/A)
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 (B)	
平成18年度	人 31	千円 141,602	千円 36,602	千円 60,580	千円 238,784	千円 7,703

注1 職員数及び給与費は、平成18年度当初予算に計上された数値であり、平成18年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成18年4月1日現在）

県営工業用水道事業に従事する平成18年4月1日現在の職員数は、29人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
愛媛県公営企業 (工業用水道事業)	42歳 7月	353,902円	419,264円 (547,885円)

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、()内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業(工業用水道事業)			愛 媛 県		
1人当たり平均支給額(平成17年度)			1人当たり平均支給額(平成17年度)		
1,816千円			1,773千円		
(平成16年度支給割合)			(平成16年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
3.0 月分	1.45 月分		3.0 月分	1.45 月分	
(1.6) 月分	(0.75) 月分		(1.6) 月分	(0.75) 月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		

注1 特定幹部職員(局長級以上の職員)については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.6月分、勤勉手当1.85月分となっています。

2 ()内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当(平成18年4月1日現在)

愛媛県公営企業(工業用水道事業)			愛 媛 県		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算			職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		
定年前早期退職特別措置(3~30%加算)			定年前早期退職特別措置(3~30%加算)		
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	5,795千円	27,862千円

注 1人当たり平均支給額は、平成17年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(c) 地域手当(平成18年4月1日現在)

支給対象職員は、いません。

(d) 特殊勤務手当（平成18年 4月 1日現在）

支給総額（平成17年度決算）		135千円	
支給職員 1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）		6,136円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成17年度）		75.9%	
手当の種類（手当数）		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
危険作業手当	発電所又は工業用水管理事務所に勤務する職員	①傾斜30度以上の水圧管施設工事及び内部工事の作業等 ②水圧鉄管充水中の水車ケーシング及びドラフトチューブの内部作業等 ③ずい道水圧管内における調査、測量作業等 ④地上又は水面上10メートル以上の墜落の危険が特に著しい箇所で行う工事の監督、調査等 ⑤金属ナトリウム、苛性アルカリ類、硝酸及び亜硝酸等を取扱う業務	①日額 570円 ②日額 400円 ③日額 340円 ④日額 220円 ⑤日額 200円
用地交渉等業務手当	公営企業管理局に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	日額 650円

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成17年度決算）	9,138千円
職員 1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	435千円
支給実績（平成16年度決算）	9,809千円
職員 1人当たり平均支給年額（平成16年度決算）	467千円

注 職員 1人当たり平均支給年額には、休日勤務手当を含んでいます。

(f) その他の手当（平成18年 4月 1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (17年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (17年度決算)
扶 養 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 4,894	円 195,760
住 居 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 2,979	円 119,160
通 勤 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 2,259	円 141,188
単 身 赴 任 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 2,004	円 286,286
管 理 職 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 5,516	円 689,500
特 地 勤 務 手 当 及 び 特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0
宿 日 直 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0
夜 間 勤 務 手 当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	-	千円 2,508	円 228,000

(ウ) 病院事業

県営病院事業は、昭和31年10月1日県衛生部から移管を受けて以来49年を経過し、現在、中央、今治、三島、南宇和及び新居浜の5病院で、病床数1,905床を有し、それぞれの地域における中核的医療機関として、その機能を発揮しています。(北宇和病院については、平成18年3月31日をもって廃止しました。)

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員 給与費比率(B/A)	平成16年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成17年度	千円 40,399,788	千円 2,119,357	千円 14,448,760	35.8 %	38.1 %

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

(b) 予算

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1人当たり 平均給与費 (B/A)
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 (B)	
平成18年度	人 2,013 (3)	千円 7,682,830	千円 3,237,484	千円 3,149,070	千円 14,069,384	千円 6,989

注1 職員数及び給与費は、平成18年度当初予算に計上された数値であり、平成18年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

3 ()内の数値は、再任用短時間勤務職員の数であり、内数です。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成18年4月1日現在)

県営病院事業に従事する平成18年4月1日現在の職員数(再任用短時間勤務職員1人を含まない。)は、1,975人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
愛媛県			
医 師	42歳9月	542,147円	1,050,154円 (1,226,632円)
看 護 師	35歳1月	287,481円	355,895円 (461,379円)
事務職員	44歳6月	379,633円	560,525円 (698,361円)

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、()内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業（病院事業）		愛 媛 県	
1人当たり平均支給額（平成17年度）		1人当たり平均支給額（平成17年度）	
1,522千円		1,773千円	
（平成16年度支給割合）		（平成16年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.45 月分	3.0 月分	1.45 月分
(1.6) 月分	(0.75) 月分	(1.6) 月分	(0.75) 月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.6月分、勤勉手当1.85月分となっています。

2 () 内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当（平成18年4月1日現在）

愛媛県公営企業（病院事業）			愛 媛 県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算			職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		
定年前早期退職特別措置（3～30%加算）			定年前早期退職特別措置（3～30%加算）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
医 師	2,075千円	31,134千円	5,795千円	27,862千円	
看護師	1,716千円	22,682千円			
その他	967千円	24,185千円			

注1 1人当たり平均支給額は、平成17年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

2 1人当たり平均支給額のその他は、医師及び看護師を除くすべての職員です。

(c) 地域手当（平成18年4月1日現在）

支 給 総 額（平成17年度決算）		149,146千円		
支給対象職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）		596,584円		
区 分	支給対象地域	支 給 率	支給対象職員数	愛媛県の制度（支給率）
医 師		11%	239人	11%

注 支給対象職員数は、平成18年4月1日現在の職員数です。17年度は調整手当の額です。

(d) 特殊勤務手当（平成18年 4月 1日現在）

支給総額（平成17年度決算）		522,753千円	
支給職員 1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）		327,745円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成17年度）		76.8%	
手当の種類（手当数）		9	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
結核病とう勤務手当	病院の結核病棟に勤務する職員	病院の結核病棟において行う患者の看護又は患者に接する職務	日額 290円
病理細菌取扱手当	病院の試験室等において病理又は危険である細菌の検査研究等に従事する職員	病院の試験室等において行う病理又はコレラ、赤痢等危険である細菌の検査、研究等	日額 200円
放射線技術勤務手当	放射線技術又はその補助に従事する職員	病院において行う有害放射線の影響を受ける作業	日額 230円
伝染病医療従事手当	病院において伝染病患者等の診療、看護等に従事する職員	伝染病患者等の診療又は看護 伝染病菌の付着した物件等の処理作業	日額 290円
精神病棟等勤務手当	病院の精神病棟又は精神科に勤務する職員	精神病患者等の看護又はこれら者に接する業務	日額 320円
研究手当	病院に勤務する医師	診療、検診又は救護等の業務	月額 24,000円又は30,000円
夜間看護等手当	①病院で深夜に勤務する看護師等 ②病院に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員	①正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる看護等の業務 ②救急患者に対処するため自宅等で待機中に呼出しを受け、正規の勤務時間以外の時間において行った手術等の業務	① 1回 2,000円から3,300円まで ② 1回 1,620円
航空手当	航空機に搭乗して診療、調査等の業務に従事する職員	航空機に搭乗して行う診療、看護、調査、捜索救難等の業務	1時間 1,900円
救急医療従事手当	病院に勤務する医師	当直勤務中において行う救急医療業務	1時間当たりの給与額×従事時間

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成17年度決算）	1,299,830千円
職員 1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	660千円
支給実績（平成16年度決算）	1,210,355千円
職員 1人当たり平均支給年額（平成16年度決算）	607千円

注 職員 1人当たり平均支給年額には、休日勤務手当を含んでいます。

(f) その他の手当（平成18年 4月 1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（17年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）
扶 養 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 165,996	円 215,020
住 居 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 233,642	円 191,040
通 勤 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 124,414	円 88,740
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 11,421	円 308,676

管理職手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 52,368	円 952,145
初任給調整手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 574,756	円 2,317,565
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 184,273	円 317,712
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 5,125	円 150,735
夜間勤務手当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	-	千円 180,075	円 161,069

(工) 特別職の報酬等の状況（平成18年4月1日現在）

特別職である管理者の給料月額、期末手当の支給割合及び退職手当の算定方式等は、以下のとおりです。

区分	給料月額等
給料	705,500円（830,000円）
期末手当	（平成17年度支給割合） 3.3月分
退職手当	（算定方式）（支給時期） 83万円×在職月数×0.35（任期毎）

- 注1 給料月額は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）に基づき15%の減額をした後の額であり、（ ）内の金額は、減額前の額を記載しています。
- 注2 退職手当は、知事等の退職手当に関する条例（昭和31年愛媛県条例第54号）が平成18年7月21日付けで改正され、算定方式が次のとおり変更されています。
- 83万円×在職月数×0.3

(3) 勤務時間その他の勤務条件の状況

ア 勤務時間の状況

職員の勤務時間は、1週間当たり40時間で、公務の運営上の事情等により特別の形態によって勤務する必要のある職員を除き、午前8時30分から午後5時15分までとなっています。また、休憩時間は、午後零時15分から午後1時まで、休息時間は、午後零時から午後零時15分までと午後5時から午後5時15分まで（警察本部は、午後3時から午後3時15分まで）となっています。

イ 休暇の状況

(ア) 年次有給休暇

年次有給休暇は、1年ごとに20日付与され、残日数は、翌年に限り繰り越すことができます。平成17年の職員1人当たりの年次有給休暇の取得状況は、以下のとおりです。

（単位：日）

区分	知事	公営企業管理者	人事委員会	議会議長	代表監査委員	教育委員会	警察本部長
平均取得日数	8.5	5.5	4.6	9.5	6.2	7.3	4.0

(イ) その他の休暇

負傷や病気による療養、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故など条例や人事委員会規則で定める事由に該当する場合には、有給の休暇を付与しています。また、職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は障害のため介護を必要とするものを介護する場合には、無給の休暇を付与しています。

ウ 休業の状況

(ア) 育児休業

職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで、育児のために休業することが認められる制度です。育児休業をしている期間については、給与は、支給されません。平成17年度における育児休業者数は、646人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知 事	公営企業管理者	議 会 議 長	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
育児休業者数	50	168	2	401	25	646

(イ) 部分休業

職員が3歳に満たない子を養育するため、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、勤務しないことが認められる制度です。部分休業をしている時間については、給与が減額されます。平成17年度における部分休業者数は、2人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知 事	教 育 委 員 会	合 計
部分休業者数	1	1	2

(ウ) 修学部分休業

職員が自発的に大学等の教育施設で修学する場合、公務の運営に支障がなく、かつ、職員の公務に関する能力の向上に資すると認められるときは、給与を減額して、週20時間以内の時間、2年間を限度に、修学のために必要な時間を休業することが認められる制度です。平成17年度における修学部分休業者数は、0人です。

(エ) 高齢者部分休業

定年退職日前5年間の職員が希望する場合、公務運営に支障がない場合は、給与を減額して、週20時間以内の時間、定年退職日までの間、勤務時間を短縮することが認められる制度です。平成17年度における高齢者部分休業者数は、0人です。

(オ) 大学院修学休業

公立学校の教員が、大学院や大学の専攻科の課程に在学して、その課程を履修するため、3年を超えない範囲内で休業することが認められる制度です。平成17年度における休業者数は、1人です。

(4) 分限及び懲戒処分の状況

ア 分限処分の状況

分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、公務能率の維持を目的としてなされる不利益処分であり、その種類は、免職、休職又は降任があります。平成17年度における分限処分数は、173件で、いずれも休職処分です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

区 分	知 事	公営企業管理者	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
休 職	59	15	88	11	173

イ 懲戒処分状況

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的としてなされる不利益処分であり、その種類は、免職、停職、減給又は戒告があります。平成17年度における懲戒処分数は、30件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

区分	知事	教育委員会	警察本部長	合計
免職	0	4	0	4
停職	0	2	0	2
減給	6	8	3	17
戒告	7	0	0	7
合計	13	14	3	30

(5) 服務の状況

地方公務員法第30条では、服務の根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等への従事制限など、服務上の強い制約を課しています。各任命権者においては、平成17年度において、以下の措置を講じました。

ア 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長及び代表監査委員

(ア) 綱紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を発出し、職員に対し、その徹底を図りました。

通知	概要
交通事故等の防止について	交通事故及び交通違反の防止について、注意喚起を行いました。
衆議院議員総選挙における地方公務員の服務規律の確保について	衆議院議員総選挙における職員の服務規律の確保について周知徹底しました。
綱紀の保持及び服務規律の確保について	年末、年始を控え、綱紀の保持及び服務規律の確保を一層徹底し、県政に対する県民の付託に応えるため、県民に目線を合わせた県政の推進、利害関係者との会食等の自粛、虚礼の廃止、業務の適正な執行及び経費の節減、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止等について徹底しました。

(イ) 職場におけるセクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントを防止することを目的として、管理職等を対象に研修を実施するとともに、全職員を対象に職場研修を実施しました。

(ウ) 愛媛県又は愛媛県職員に対して行われる不当要求行為等に対し、職員の安全及び県行政の適正かつ円滑な執行を確保するため、愛媛県として組織的かつ統一的に対応する際の具体的な対応要領等に関する研修会を実施しました。

イ 教育委員会

綱紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を発出し、職員に対し、その徹底を図りました。

通知	概要
教職員等の選挙運動の禁止等について	衆議院議員総選挙における教職員の服務規律の確保について周知徹底しました。
衆議院議員総選挙における地方公務員の服務規律の確保について	衆議院議員総選挙における教職員の服務規律の確保について周知徹底しました。
教職員の不祥事撲滅のための申し合わせ	不祥事撲滅のため市町教育委員会教育長と県立学校長が申し合わせた事項について、各学校に送付し、指導の徹底を図りました。
綱紀の保持及び服務規律の確保について	年末、年始を控え、綱紀の保持及び服務規律の確保を一層徹底し、教育行政や学校教育に対する県民や児童生徒の信頼を著しく損ねることのないよう、利害関係者との会食等の自粛、虚礼の廃止、業務の適正な執行及び経費の節減、セクシュアル・ハラスメントの防止等について徹底しました。

<p>教職員の綱紀粛正と不祥事の防止について</p>	<p>小中県立学校教職員に対し、「酒気帯び運転」「通貨偽造及び偽造通貨行使容疑」「児童買春容疑」で逮捕されるなど、社会に深刻な影響を与える不祥事が複数発生したことをふまえ、犯罪行為は絶対に許されるべきものではないことを再認識し、信頼される教職員として自覚をもって行動するよう綱紀の保持について一層の徹底を図りました。</p>
<p>教職員の綱紀粛正の徹底について</p>	<p>小中県立学校教職員に対し、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」違反容疑で逮捕される事件が再発し、県民の学校教育並びに教職員に対する信頼を著しく損なう事態となったことをふまえ、教職員としての信用を失墜させることのないよう綱紀の保持について一層の徹底を図りました。</p>

ウ 警察本部長

(ア) 綱紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を発出し、職員に対し、その徹底を図りました。

通 知	概 要
<p>職務倫理教養資料「セクハラ行為の絶無」の活用について</p>	<p>本県をはじめ全国的に同種事案が発生していることに鑑み、教養資料を作成し、効果的活用を指示しました。</p>
<p>夏季における規律の保持と各種事故防止について</p>	<p>非違事案の防止、交通事故の防止、殉職・受傷事故の防止、被留置者事故の防止に関する指導教養を行い、各種事故防止に努めました。</p>
<p>第44回衆議院議員総選挙における職員の規律の保持について</p>	<p>警察職務の特殊性を認識させ、選挙に関する基本的留意事項を職員に周知徹底し、服務規律の確保を図りました。</p>
<p>年末年始における規律の保持と各種事故防止について</p>	<p>非違事案の防止、交通事故の防止、殉職・受傷事故の防止、適正かつ的確なけん銃使用、被留置者事故の防止に関する指導教養を行い、各種事故防止に努めました。</p>
<p>基本に忠実な職務執行と業務管理の徹底について</p>	<p>年末まで業務多忙が予想される中、改めて基本に忠実な職務執行と業務管理の徹底を指示し、適正な職務執行に努めました。</p>
<p>職員による交通違反の絶無と公用車の交通事故防止の徹底について</p>	<p>職員による速度違反や公用車による交通事故が発生していることに鑑み、交通違反・事故の防止について注意喚起しました。</p>
<p>人事異動期における規律の保持と各種事故防止について</p>	<p>非違事案の防止、交通事故の防止、殉職・受傷事故の防止、被留置者事故の防止に関する指導教養を行い、各種事故防止に努めました。</p>

(イ) 各所属においてセクシュアル・ハラスメント教養を行い、全職員に対してセクシュアル・ハラスメント防止対策の徹底を図りました。また、セクハラ相談員に対して、各所属で苦情相談対応要領の教養を行いました。

(6) 研修及び勤務成績の評定の状況

ア 研修の状況

職員の勤務能率の発揮及び増進のため、平成17年度は、各任命権者において以下のとおり研修を実施しました。

(ア) 知事

a 研修所における研修

愛媛県研修所において、教員、警察官を除く各任命権者の職員を対象に、以下のとおり研修を実施しました。

区 分	研修の概要	実施状況
<p>階 層 別 研 修</p>	<p>新規採用職員、採用2年目の職員、採用7年目の職員、係長・課長補佐・課長級の新任者、部長・次長級の現任者を対象に、それぞれの階層に共通に必要な知識・技術の習得を目的とする研修</p>	<p>7コース 参加者 768人</p>
<p>専 門 研 修</p>	<p>受講を希望する職員を対象に、条例立案、法人会計等の専門的な知識・技術の習得を目的とする研修</p>	<p>13コース 参加者 208人</p>
<p>部 局 研 修</p>	<p>新たに税務・生活保護等の業務に従事する職員を対象に、担当する業務に直結する知識・技術の習得を目的とする研修</p>	<p>6コース 参加者 127人</p>

b 派遣研修

広範な専門知識や実務能力等の習得、幅広い視野の醸成を図るため、中央省庁(7人)や自治大学校(2人)、民間企業等(4人)へ職員を派遣しました。

また、外国における行政制度及び専門技術の調査研究を行わせるために短期の海外派遣(4人)を行ったほか、独立行政法人日本貿易振

興機構（2人）や財団法人自治体国際化協会（2人）に職員を長期派遣し、国際化に対応できる人材の育成に努めました。

c 職員の自己啓発を促進するため、自主研究グループ（5グループ）の育成を行いました。

(イ) 公営企業管理者

医療に関する高度な技術や専門知識を習得することにより、県立病院の医療水準の向上を図るため、医師を国内の先進・専門医療機関（2人）や海外の学会（4人）に派遣しました。

また、看護に関する高度な技術や専門知識を習得することにより、県立病院の看護水準の向上を図るため、看護師に国等の研修機関が実施する研修を受講させました。（15人）

(ウ) 代表監査委員

監査を行う上で必要とされる専門知識や技術を習得し、その資質の向上を図るため、国の専門機関等が実施する研修を受講させました。（10人）

(エ) 教育委員会

a 教職員としての指導力や資質の向上を図るため、総合教育センター等において、専門的・実践的な研修を以下のとおり実施しました。

区 分	研修の概要	実施状況
基 礎 研 修	教員の初任者、5年経験者、10年経験者を対象に、教育公務員特例法により義務付けられている基礎研修等	〔市町立学校教職員〕 3コース 参加者 222人
		〔県立学校教職員〕 15コース 参加者 214人
職 務 別 研 修	新任の校長、教頭、生徒指導主事等を対象に、校務分掌や職位等に関する必要な知識・技能の習得を目的とする義務的研修	〔市町立学校教職員〕 9コース 参加者 2,027人
		〔県立学校教職員〕 18コース 参加者 1,084人
課 題 別 研 修	受講を希望する教職員を対象に、英語指導や情報教育等の高い専門知識・技能の習得を目的とする研修	〔市町立学校教職員〕 13コース 参加者 1,751人
		〔県立学校教職員〕 18コース 参加者 1,234人

b 教職員としての指導力や資質向上を目的として、国内の研修機関等や大学院等の教育機関への派遣及び海外派遣について、以下のとおり実施しました。

区 分	研修の概要	実施状況
国 内 派 遣	多様な研修の確保の観点から、教職員の自己研修の奨励と学習指導力の向上を目的として、職員派遣研修を実施した。	〔市町立学校教職員〕 独立行政法人教員研修センター等65人
		〔県立学校教職員〕 独立行政法人教員研修センター等49人
大 学 院 等 派 遣	高度で広範囲な課題に対応する資質を養うことを目的として、国立大学大学院等へ派遣した。	〔市町立学校教職員〕 愛媛大学大学院等 14人
		〔県立学校教職員〕 愛媛大学大学院等 8人
海 外 派 遣	教職員に諸外国の教育、文化の実情を理解させ、国際的視野に立った識見を深めることを目的として、海外へ派遣した。	〔市町立学校教職員〕 シンガポール等 13人
		〔県立学校教職員〕 オーストラリア等 8人

(オ) 警察本部長

警察教養規則により、警察職員1人1人が、警察法の精神にのっとり、民主警察の本質と警察の責務とを自覚し、職務に係る倫理を保持し、適正に職務を遂行する能力を修得することを目的に、道府県警察学校等において警察教養を行うこととされています。愛媛県警察学校においては、平成17年度は、採用時教養（8期255人）、昇任時教養（2期32人）、専科（40期514人）の警察教養を行いました。

また、警察職員として必要な知識及び技能等を習得させるため、警察庁が設置する管区警察学校（183人）、警察大学校（86人）及び法科学研修所（8人）で警察教養を行いました。

イ 勤務成績の評定の状況

(ア) 定期人事考課

a 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長、代表監査委員、教育委員会（事務局職員）

課長級以下の一般職の職員を対象に、平成17年1月1日から平成17年12月31日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行いました。勤務評定は、評定を受ける職員の直近上位の職位となる管理職職員が評定者として、職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、評定者の直近上位の職位となる管理職職員が調整者として、評価結果の調整を行います。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、勤務評定と併せ、人事異動に当たっての希望並びに勤務状況についての自己評価及び現在の仕事についての成果等を申告する自己申告書を職員に提出させ、人事異動において活用しています。

b 教育委員会（市町立学校教職員）

平成16年11月1日から平成17年10月31日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行いました。勤務評定は、校長の評定は市町教育長が評定者として、その他の教職員の評定は校長が評定者として、教職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、市町教育長が調整者として、評価結果の調整を行います。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、勤務評定と併せ、人事異動に当たっての希望を教職員に提出させ、人事異動において活用しています。

c 教育委員会（県立学校教職員）

平成16年11月1日から平成17年10月31日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行いました。勤務評定は、校長の評定は愛媛県教育長が評定者として、その他の教職員の評定は校長が評定者として、教職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、愛媛県教育長が調整者として、評定結果の調整を行います。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、勤務評定と併せ、人事異動に当たっての希望を教職員に提出させ、人事異動において活用しています。

d 警察本部長

平成17年1月1日から平成17年12月31日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行いました。勤務評定は、上席係長以上の警察官又は課長補佐以上の一般職員が一次・二次の評定者として、職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、評定者の直近上位の職位となる管理職職員が調整者として、評定結果の調整を行います。調整結果は、調整者の上位の職位にある確認者に提出し、確認者は、評定が不適当であると認められたときは、調整者に評定結果を再調整させます。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、勤務評定と併せ、人事異動に当たっての希望並びに勤務状況についての自己評価及び設定した目標の達成度をみる評価等を職員に提出させ、人事異動において活用しています。

(イ) 特別人事考課

a 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長、代表監査委員、教育委員会（事務局職員）

条件附採用期間中の職員を対象に、採用の日から5か月を経過した日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行い、所属長（部長、病院長等）が、職務遂行能力及び適性等を評価しました。評定結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

b 教育委員会（市町立学校教職員及び県立学校教職員）

条件附採用期間中の教職員を対象に、採用の日から5か月（教員は10か月）を経過した日までの期間の勤務状況について、勤務評定を行い、校長が、職務遂行能力及び適性等を評価しました。評定結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

なお、県立学校の教員については、平成16年度の特例人事考課から、教員として求められる資質である社会性、コミュニケーション能力、職務に対する意欲等について校長が評価し、教育委員会に報告することとしています。

c 警察本部長

条件附採用期間中の職員を対象に、条件附採用期間終了直前までの期間の勤務状況について、勤務評定を行い、評定者、調整者及び確認者が、職務遂行能力及び適性等を評価しました。評定結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

(7) 福祉及び利益の保護の状況

ア 厚生福利制度の状況

職員の心身の健康の保持及び公務能率を増進させるため、任命権者、地方公務員等共済組合法に基づき設置される共済組合、地方公務員法第42条の趣旨に沿って職員が任意で設置する互助会において、職員の厚生福利事業を実施しています。

(ア) 職員の健康保持、疾病予防対策

職員の健康保持の増進と疾病予防のため、労働安全衛生法等に基づき、各種健康診断、メンタルヘルス対策、健康相談及び健康教育等を実施しています。平成17年度に実施した主な事業は、以下のとおりです。

a 健康診断

区分	概要
知事等	一般定期健康診断、特別定期健康診断、VDT作業従事者検診、がん検診等を行いました。また、共済組合と共同で胃検診を、共済組合及び互助会と共同で人間ドックを、それぞれ行いました。
教育委員会	一般定期健康診断、特別定期健康診断、VDT作業従事者検診、がん検診等を行いました。また、共済組合と共同で胃検診、ヤングドックを、共済組合及び互助会と共同で人間ドックを、それぞれ行いました。更に、共済組合において脳ドックが行われました。
警察本部長	一般定期健康診断、特別定期健康診断、VDT作業従事者検診、がん検診、健康度測定等を行いました。また、共済組合と共同で人間ドックを行いました。

注 知事等とは、任命権者のうち、教育委員会及び警察本部長を除くものをいいます（以下同じ。）。

各種健康診断の実施状況（平成17年度）

（知事等）

区分	受診者数	備考
法定検診	一般定期健康診断	6,167人 一次検査 受診率 96.8%
	特別定期健康診断	585人 放射線業務従事者職員検診、特定科学物質等使用職員検診、有機溶剤使用職員検診
その他検診	3,898人	振動業務従事者検診、VDT作業従事者検診（一次、二次）、農薬使用職員検診
がん検診等	がん検診	8,595人 胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診
	人間ドック等	1,529人 人間ドック、超音波検診

（教育委員会）

県立学校

区分	受診者数	備考
法定検診	一般定期健康診断	3,977人 一次検査 受診率 94.6%
その他検診	3,793人	VDT作業従事者検診（一次、二次）
がん検診等	がん検診	7,124人 胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診
	人間ドック等	855人 人間ドック、ヤングドック、超音波検診

事務局

区分	受診者数	備考
法定検診	一般定期健康診断	418人 一次検査 受診率 93.5%
	特別定期健康診断	8人 放射線業務従事者職員検診、有機溶剤使用職員検診、石綿使用職員検診、深夜業務等従事者職員検診
その他検診	520人	VDT作業従事者検診（一次、二次）
がん検診等	がん検診	774人 胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診
	人間ドック等	140人 人間ドック、ヤングドック、超音波検診

(警察本部長)

区 分	受診者数	備 考
法 定 検 診	一般定期健康診断	2,268人 一次検査 受診率 100%
	特別定期健康診断	592人 有機溶剤使用職員検診、アクアラング隊員検診、深夜業務従事者健診
そ の 他 検 診	59人	VDT作業従事者検診(一次、二次)
が ん 検 診 等	が ん 検 診	3,778人 胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診
	人 間 ド ッ ク 等	1,574人 人間ドック、超音波検診

b メンタルヘルス対策

区 分	概 要
知 事 等	健康相談室による相談及びメンタルヘルスセミナーを行いました。また、共済組合と共同で外部専門機関による相談事業を行いました。更に、共済組合においてストレスチェックが行われました。
教 育 委 員 会	外部専門機関による相談事業を行いました。また、共済組合において面接相談が、共済組合と互助会の共同によりメンタルヘルスセミナー及びストレスチェックが、それぞれ行われました。
警 察 本 部 長	共済組合と共同で生活相談カウンセラーによる相談事業を行いました。また、共済組合において、外部専門機関による相談事業及びメンタルヘルスセミナーが行われました。

c 健康相談・健康教育

区 分	概 要
知 事 等	健康相談室の設置・相談、健診事後指導、禁煙サポート、健康講座等を行いました。また、共済組合において、電話相談等が行われました。
教 育 委 員 会	共済組合において、健康づくりセミナーや一日介護講座、電話相談等が行われました。
警 察 本 部 長	健康管理対策室の設置・相談、健診事後指導等を行いました。また、共済組合において、健康教室の開催等健康づくり運動の推進、禁煙教室・禁煙マラソンの開催、実施等禁煙サポート事業の推進のほか、健康管理器具の設置等が行われました。

(イ) 安全衛生

労働安全衛生法等に基づき、安全衛生委員会の設置、産業医及び衛生管理者等の配置を行い、快適な職場環境の実現と職場における職員の安全を確保するための安全衛生管理体制を整備しています。

区 分	委員会名	設置数
知 事 等	総括安全衛生委員会	1
	安全衛生委員会	9
	衛生委員会	28
教 育 委 員 会	衛生委員会	90
警 察 本 部 長	衛生委員会	1

(ウ) その他

職員の厚生福利事業を進めるため、元気回復事業等を実施しています。平成17年度に実施した主な事業は、以下のとおりです。

a 元気回復事業等

区 分	概 要
知 事 等	ボランティア活動の支援、職員広報誌等の発行等を行うとともに、図書室や職員運動場を設置しています。また、共済組合と共同で、ライフプランの支援事業を行いました。更に、共済組合において、プール、山の家の助成、保養所の設置等が、互助会において、サークルへの活動助成、カフェテリアプラン(選択型福利厚生事業)等が、それぞれ行われました。
教 育 委 員 会	共済組合及び互助会と共同でライフプランの支援事業を行いました。また、共済組合において、保養所の設置、福利概要冊子発行等が、互助会において、福祉相談、福利厚生事務等研究助成等が、それぞれ行われました。
警 察 本 部 長	ライフプランの支援事業を行いました。また、共済組合において、宿泊助成が、互助会において、カフェテリアプラン(選択型福利厚生事業)等が行われました。

共済組合福祉事業
平成17年度実績

区 分		利用者数
知事等	健 診 事 業	3,688人
【地方職員共済組合】	健康づくり事業	12,292人
組合員数 6,680人	そ の 他 事 業	99人
被扶養者数 9,212人	愛 媛 診 療 所	4,179人
	道後保養所えひめ	11,369人
	貸 付 累 計 件 数	2,175件
教育委員会	健 診 事 業	3,467人
【公立学校共済組合】	健康づくり事業	628人
組合員数 14,543人	そ の 他 事 業	15,688人
被扶養者数 16,059人	に ぎ た つ 会 館	95,596人
	貸 付 累 計 件 数	5,423件
警察本部長	健 診 事 業	5,407人
【警察共済組合】	健康づくり事業	124人
組合員数 2,863人	そ の 他 事 業	55人
被扶養者数 4,798人	貸 付 累 計 件 数	1,844件

道後保養所えひめは、18年3月末で廃止しました。

互助会事業実績
平成17年度実績

(千円)

区 分	主な保健文化事業	事業費
知 事 等	人間ドック、リフレッシュ助成事業、サークル助成、カフェテリアプラン(選択型福利厚生事業)等	66,531
教 育 委 員 会	人間ドック、メンタルヘルスセミナー、退職準備セミナー、福祉相談の実施、福利厚生事務等研究助成等	42,673
警 察 本 部 長	職員美術展の実施、資格取得・通信教育等助成、カフェテリアプラン(選択型福利厚生事業)等	68,890

b 給付事業

(a) 共済組合による給付

地方公務員等共済組合法に基づき、組合員等の病気、出産、死亡、休業等に関し、相互救済を図るため、法定給付として、保健給付、休業給付及び災害給付が行われるとともに、法定給付に付加して給付する附加給付が行われています。

平成17年度実績

(千円)

区 分	知 事 等	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長
保 健 給 付	1,509,601	2,943,960	789,720
直 営 保 健 給 付	21,181	-	31
休 業 給 付	148,798	366,855	22,169
災 害 給 付	2,604	5,243	-
附 加 給 付	29,223	81,662	22,521
一 部 負 担 金 払 戻 金 等	18,303	53,237	12,276
計	1,729,710	3,450,957	846,717

(b) 互助会による給付

互助会により、会員等の病気、出産、死亡等に関し、相互救済を図るための給付が行われています。

(千円)

区 分	主な給付事業	給付総額
知 事 等	医療補助金、死亡弔慰金、結婚祝金、出産祝金等	168,128
教 育 委 員 会	療養費補助金、死亡弔慰金、結婚祝金、出産祝金等	289,352
警 察 本 部 長	死亡弔慰金、結婚祝金、出産祝金、入学祝金等	18,278

c 職員住宅(独身寮)設置状況

職員が安心して赴任し職務に専念できるよう、厚生福利施設として職員住宅等を設置しています。任命権者別の設置状況は、以下のとおりです。

(単位:戸)

区 分	知 事	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長
戸 数	518	531	1,131

d 互助会への助成

互助会の円滑な運営を図るため、互助会に対し助成を行っています。平成17年度決算における県の助成状況等は、以下のとおりです。

区 分	知 事 等	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長
会 員 数	6,558人	13,819人	2,974人
会員掛金 (A)	180,796千円	409,907千円	87,453千円
県補助金 (B)	35,533千円	64,418千円	20,461千円
負担割合(A:B)	1:0.20	1:0.16	1:0.23

イ 公務災害補償の状況

公務上の災害又は通勤による災害に対する補償等については、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員災害補償基金愛媛県支部が実施しています。平成17年度に発生した公務災害・通勤災害の認定件数は、112件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位:件)

区 分	知 事	公 営 企 業 管 理 者	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
公 務 災 害	12	18	14	60	104
通 勤 災 害	5	0	2	1	8
合 計	17	18	16	61	112

ウ 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、愛媛県人事委員会(以下「人事委員会」という。)に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができることとされています。平成17年度においては、「2 人事委員会の業務の状況」の(3)のとおり、人事委員会に対して措置の要求が行われています。

エ 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けた場合は、人事委員会に対して、不服申立てをすることができることとされています。平成17年度においては、「2 人事委員会の業務の状況」の(4)のとおり、人事委員会に対して不服申立てが行われています。

2 人事委員会の業務の状況

(1) 競争試験及び選考の状況

職員の任用は、地方公務員法並びに職員の採用及び昇任に関する規則、任用候補者名簿の作成及びこれによる職員の任用に関する規則等を基本法規として運用されていますが、その主旨とするところは、職を中心として成績主義による公正な任用が行われるところにあります。

人事委員会は、職員の採用候補者試験の実施、任用候補者名簿の作成、採用・昇任選考の実施等、任用制度全般を通じて成績主義の原則が貫かれるよう努力しています。

ア 採用候補者試験の実施状況

平成17年度に実施した採用候補者試験は、以下のとおりです。

(ア) 採用候補者試験実施状況

試験の名称	受験資格（平成17年4月1日現在）	受付期間	試験実施 年 月 日
愛媛県職員採用候補者（上級）試験	・年齢21歳以上29歳未満の者 ・年齢21歳未満の者で、大学卒業者又は大学卒業見込者 資格免許を必要とする職は、上記の者で、当該資格・免許を有する者又は取得する見込みの者	17. 5 . 16 ～ 17. 6 . 3	〔第1次〕 17. 6 . 26 〔第2次〕 17. 7 . 25 ～ 17. 7 . 29
愛媛県警察官（男性）（大学卒）採用候補者試験	年齢17歳以上30歳未満の男子で、大学卒業者又は平成18年3月末日までに卒業見込みの者	17. 4 . 11 ～	〔第1次〕 17. 5 . 22
愛媛県警察官（男性）（大学卒特別募集）採用候補者試験	年齢18歳以上30歳未満の男子で、大学卒業者又は平成17年9月末日までに卒業見込みの者のうち、平成17年10月1日の採用に応じられる者	17. 5 . 2	〔第2次〕 17. 6 . 17 ～ 17. 6 . 22
愛媛県警察官（女性）（大学卒）採用候補者試験	年齢17歳以上30歳未満の女子で、大学卒業者又は平成18年3月末日までに卒業見込みの者		
愛媛県警察官（女性）（大学卒特別募集）採用候補者試験	年齢18歳以上30歳未満の女子で、大学卒業者又は平成17年9月末日までに卒業見込みの者のうち、平成17年10月1日の採用に応じられる者		
愛媛県職員採用候補者（初級）試験	年齢17歳以上21歳未満の者 （大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。）	17. 8 . 16 ～	〔第1次〕 17. 9 . 25
愛媛県職員採用候補者（資格免許職）試験	大学卒程度	・年齢21歳以上29歳未満の者 ・年齢21歳未満の者で、大学卒業者又は大学卒業見込者 上記の者で、当該資格・免許を有する者又は取得する見込みの者	17. 9 . 5 ～ 17. 10 . 24 ～ 17. 10 . 25
	短大卒程度	年齢19（20）歳以上27歳未満の者で、当該資格・免許を有する者又は取得する見込みの者	
愛媛県少年補導職員採用候補者試験	・年齢21歳以上35歳未満の者 ・年齢21歳未満の者で大学（短大を除く）を卒業した者又は平成18年3月末日までに大学卒業見込みの者 上記の者で、次のいずれかに該当する者 ・教員免許を有する者又は取得見込みの者 ・大学（短大含む）で児童心理学等を修学した者又は修学見込みの者	17. 8 . 16 ～ 17. 9 . 5	〔第1次〕 17. 9 . 25 〔第2次〕 17. 10 . 24 ～ 17. 10 . 25

愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者試験	年齢17歳以上30歳未満の男子 (大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。)	17. 8. 23 ~ 17. 9. 12	〔第1次〕 17. 10. 16 〔第2次〕 17. 11. 11 ~ 17. 11. 14
愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者試験	年齢17歳以上30歳未満の女子 (大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。)		

(イ) 採用候補者試験受験状況

a 愛媛県職員採用候補者（上級）試験

(単位：人)

試験区分	申込者数	受験者数	第1次合格者数	第2次受験者数	第2次合格者数	競争倍率
行 政 事 務	741	549	37	34	19	28.9倍
行 政 事 務 (情 報)	33	26	3	3	1	26.0倍
学 校 事 務	78	69	5	3	2	34.5倍
警 察 事 務	132	109	12	7	6	18.2倍
児 童 自 立 支 援 専 門 員	3	1	0	-	-	-
総 合 士 木	84	62	7	5	3	20.7倍
建 築	9	7	3	3	1	7.0倍
農 業	19	15	3	3	1	15.0倍
水 産	25	19	3	3	1	19.0倍
化 学	32	21	4	3	2	10.5倍
鑑 識 (法 医)	9	6	3	3	2	3.0倍
薬 剤 師	22	21	6	5	4	5.3倍
心 理 判 定 員	27	26	3	3	1	26.0倍
合 計	1,214	931	89	75	43	21.7倍

b 愛媛県警察官（男性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験

(単位：人)

試験区分	申込者数	受験者数	第1次合格者数	第2次受験者数	第2次合格者数	競争倍率
警察官（男性）（大学卒）	392	322	125	112	60	5.4倍
警察官(男性)〔大学卒特別募集〕	137	119	75	72	38	3.1倍
合 計	529	441	200	184	98	4.5倍

c 愛媛県警察官（女性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験

(単位：人)

試験区分	申込者数	受験者数	第1次合格者数	第2次受験者数	第2次合格者数	競争倍率
警察官（女性）（大学卒）	90	73	24	21	12	6.1倍
警察官(女性)〔大学卒特別募集〕	40	33	18	18	9	3.7倍
合 計	130	106	42	39	21	5.0倍

d 愛媛県職員採用候補者（初級）試験

(単位：人)

試験区分	申込者数	受験者数	第1次合格者数	第2次受験者数	第2次合格者数	競争倍率
行 政 事 務	62	55	4	4	2	27.5倍
学 校 事 務	61	55	7	7	3	18.3倍
警 察 事 務	37	35	3	2	2	17.5倍
合 計	160	145	14	13	7	20.7倍

e 愛媛県職員採用候補者（資格免許職）試験 (単位：人)

試験区分		申込者数	受験者数	第1次合格者数	第2次受験者数	第2次合格者数	競争倍率
大学卒程度	学校栄養士	53	42	7	7	3	14.0倍
短大卒程度	診療放射線技師	23	22	8	7	4	5.5倍
合 計		76	64	15	14	7	9.1倍

f 愛媛県少年補導職員採用候補者試験 (単位：人)

試験区分		申込者数	受験者数	第1次合格者数	第2次受験者数	第2次合格者数	競争倍率
少 年 補 導 職 員		44	36	7	7	3	12.0倍

g 愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者試験 (単位：人)

試験区分		申込者数	受験者数	第1次合格者数	第2次受験者数	第2次合格者数	競争倍率
警察官（男性）（高校卒程度）		336	275	51	45	27	10.2倍

h 愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者試験 (単位：人)

試験区分		申込者数	受験者数	第1次合格者数	第2次受験者数	第2次合格者数	競争倍率
警察官（女性）（高校卒程度）		116	97	28	24	12	8.1倍

イ 選考の実施状況

職員の採用・昇任については、特殊な職その他について、人事委員会の行う選考によることが認められています。平成17年度の採用・昇任に係る選考の実施状況は、以下のとおりです。

(ア) 採用選考 (単位：人)

職群	級	代表的な職	知 事	公営企業管理者	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
行 政 職	1	主 事 ・ 技 師	2				2
	2	主 事 ・ 技 師					0
	3	主 事 ・ 技 師					0
	4	主 査	1				1
	5	係 長			1	2	3
	6	専 門 員	1		10		11
	7	課 長 補 佐	1		6		7
	8	本 庁 課 長	3		3		6
	9	参 事	1				1
	10	本 庁 局 長	1				1
	11	本 庁 部 長	1				1
公 安 職	1	巡 査				3	3
	2	一 種 主 任				4	4
	3	一 種 係 長				1	1
	4	二 種 係 長				1	1
	5	課 長 補 佐					0
	6	専 任 課 長 補 佐				6	6
	7	本 部 課 次 長				5	5
	8	本 部 課 長				1	1
	9	部 長				1	1

	10	部 長				1	1
研 究 職	1	研 究 員	1				1
	2	主 任 研 究 員	1				1
	3	主 任 研 究 員			9		9
	4	主 席 研 究 員			5		5
	5	機 関 の 長					0
医 療 職 (一)	1	技 師	3	12			15
	2	係 長 ・ 医 長	1	19			20
	3	保 健 所 課 長 ・ 病 院 部 長		3			3
	4	本 庁 課 長 ・ 副 院 長		4			4
	5	医 監		1			1
医 療 職 (二)	1	技 師		1			1
	2	技 師	4				4
	3	主 査					0
	4	係 長					0
	5	専 門 員					0
	6	地 方 機 関 の 課 長					0
	7	薬 剤 部 長					0
医 療 職 (三)	1	技 師					0
	2	技 師	1	73			74
	3	主 査					0
	4	主 任					0
	5	専 門 員					0
	6	副 看 護 部 長					0
	7	看 護 部 長					0
技 能 労 務 職						2	2
合 計			22	113	34	27	196

(イ) 昇任選考

(単位：人)

職群	級	代表的な職	知 事	公営企業管理者	人事委員会	議 会 議 長	代表監査委員	教育委員会	警察本部長	合 計
行 政 職	5	係 長								0
	6	専 門 員								0
	7	課 長 補 佐								0
	8	本 庁 課 長	66	7				21	5	99
	9	参 事	43			1	1	3		48
	10	本 庁 局 長	13			1		2		16
	11	本 庁 部 長	2	1			1			4
公 安 職	2	一 種 主 任								0
	3	一 種 係 長								0
	4	二 種 係 長								0
	5	課 長 補 佐								0
	6	専 任 課 長 補 佐								0
	7	本 部 課 次 長								0
	8	本 部 課 長							15	15
	9	部 長							2	2

	10	部 長						8	8	
研 究 職	2	主 任 研 究 員							0	
	3	主 任 研 究 員							0	
	4	主 席 研 究 員							0	
	5	機 関 の 長	5					1	6	
医 療 職(一)	2	係 長 ・ 医 長							0	
	3	保 健 所 課 長 ・ 病 院 部 長							0	
	4	本 庁 課 長 ・ 副 院 長							0	
	5	医 監		7					7	
医 療 職(二)	4	係 長							0	
	5	専 門 員							0	
	6	地 方 機 関 の 課 長							0	
	7	薬 剤 部 長	4						4	
医 療 職(三)	4	主 任							0	
	5	専 門 員							0	
	6	副 看 護 部 長							0	
	7	看 護 部 長							0	
合 計			133	15	0	2	2	26	31	209

(ウ) 警察官階級昇任選考

(単位：人)

階級	昇任者数
警 視	13
警 部 補	5
巡 査 部 長	10
合 計	28

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

ア 報告及び勧告の日及びその相手方

報 告 及 び 勧 告 の 日	平 成 17 年 10 月 6 日
報 告 及 び 勧 告 の 相 手 方	議 会 議 長 及 び 知 事

イ 報告及び勧告の概要

(ア) 公民較差

本年4月分の県職員給与と県内の民間給与を比較したところ、県職員給与が民間給与を1,509円(0.38%)上回っている。

民間給与 (A)		397,873円
県職員給与 (B)	減額措置前	399,382円
	減額措置後	399,311円
較 差 (A - B)	減額措置前	1,509円 (0.38%)
	減額措置後	1,438円 (0.36%)

県職員給与の欄及び較差の欄の上段は特例条例による管理職手当の5%削減措置がないと仮定して算出したものであり、下段は当該減額措置が行われた後のものである。

(イ) 本年の県職員の給与改定

a 勧告の内容

(a) 給料表の改定

人事院勧告の内容に準じて改定（中学校・小学校教育職員給料表及び高等学校等教育職員給料表については、行政職給料表との均衡を基本に改定）

(b) 諸手当の改定

扶養手当 配偶者 月額 13,500円 13,000円

初任給調整手当

- ・医療職給料表（一）、大学教育職員給料表の適用を受ける医師等

最高支給限度額 月額 307,900円 306,900円

- ・医療職給料表（一）、大学教育職員給料表以外の給料表の適用を受ける医師等

最高支給限度額 月額 50,200円 50,000円

勤勉手当

- ・平成17年12月期の勤勉手当の支給割合を0.05月分引上げ
- ・平成18年度以降の勤勉手当の年間支給割合を0.05月分引上げ

[一般職員の支給割合（期末手当及び勤勉手当（ボーナス））]

		6月期	12月期	合 計	
平成17年度	期末手当	1.4月 (支給済み)	1.6月 (改定なし)	3.0月 (改定なし)	4.45月 (現行4.4月)
	勤勉手当	0.7月 (支給済み)	0.75月 (現行0.7月)	1.45月 (現行1.4月)	
平成18年度	期末手当	1.4月	1.6月	3.0月	4.45月
	勤勉手当	0.725月	0.725月	1.45月	

b 給与例

勧告どおりに給与改定が行われた場合の県職員の給与例は、次のとおりとなる。

- (a) 月例給与の改定により、平均給与月額が行政職平均で1,471円（0.37%）減少する。

区 分	改 定 率	改 定 額	行 政 職 平 均 給 与 月 額	
給 与	0.37%	1,471円	399,382円 397,911円 (平均年齢 42.3歳)	
内 給 料	0.30%	1,179円		
諸手当等	0.07%	292円		

- (b) 勤勉手当の支給割合の引上げにより、期末勤勉手当、期末勤勉手当の年額が行政職平均で13,642円増加する。

この結果、本年は年間給与が行政職平均で4,015円（0.06%）減少する。

c 改定の実施時期等

- (a) 改定の実施時期

この勧告を実施するための条例の公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）から実施する。

ただし、平成18年度以降の勤勉手当の年間支給割合を0.05月分引上げることについては、平成18年4月1日から実施する。

- (b) 平成17年12月に支給される期末手当の特例

本年4月からこの改定実施日前日までの公民較差相当分を解消するため、4月の給与に較差率を乗じて得た額に、4月から実施日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、6月期のボーナスの額に較差率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12月期の期末手当の額で調整。

d その他の課題

給与制度の運用については、総務省が策定した「地方公共団体における行政改革のための新たな指針」の趣旨にかんがみ、継続的に点検を行う必要がある。特に、教員給与のうち制度創設時の意義が薄れている手当などについては、見直しを検討する必要がある。

(ウ) 給与構造の改革

a 基本的考え方

以下の事情を総合的に勘案し、人事院勧告に準じて、平成18年度から給与構造改革を実施する必要があると判断。

- (a) 本年、人事院が勧告した給与構造改革の必要性のうち、「年功的な給与上昇の抑制と職務・職責に応じた俸給表構造への転換」及び「勤

務実績の給与への反映」については、国家公務員のみならず本県職員の給与制度全般にわたる共通の課題であること。

- (b) 「公務員給与に地場賃金を反映させるための地域間配分の見直し」については、本県に国の場合と同様な地域間給与の調整という考え方はなじまないが、いわゆる均衡の原則により、これまで国に準じた給料水準としてきた経緯があることや、多くの県において、国に準じた給与構造改革の勧告が行われることが予測されること。

b 改革内容

- (a) 人事院勧告において平成18年度から実施することとされている俸給表等に準じて給料表を改定

項 目	改 定 内 容
給料水準の引下げ	行政職平均 4.9%
給与カーブのフラット化	若手係員層は引下げなし、中高年齢層は7%程度の引下げ
級構成の再編	行政職給料表の現行1、2級及び4、5級の統合など
号給構成の見直し	現行号給の4分割、初号等のカット、最高号給の延長

- ・全職員の給料月額を平成18年4月1日付けで新給料表に切替え
- ・経過措置として、新旧給料月額の差額を支給

- (b) 地域手当の新設

現行の調整手当支給地域在勤職員等に対し、平成18年4月1日から調整手当に替えて地域手当を支給（平成21年度までは、国に準じて暫定的な支給割合を適用）

	現行調整手当支給割合	地域手当支給割合	18年度暫定支給割合
東京都特別区在勤者	12%	18%	13%
大阪市在勤者、医療職給料表(一)適用者	10%	15%	11%

- (c) 勤務実績の給与への反映

- ・勤務成績に基づく昇給制度の導入（平成18年4月1日から実施）
〔昇給時期の統一、枠外昇給制度の廃止、55歳昇給停止 55歳昇給抑制〕
- ・勤勉手当の実績反映の拡大（平成18年6月期から実施）

- (d) 管理職手当の定額化の検討

c その他

- (a) 平成18年度からの新給料表への切替えに伴い、給料表の水準引下げによる較差が生じるが、この較差是正の必要性及び是正の方法等については、国や他県の動向を注視しつつ検討する必要がある。なお、当該切替えに当たっては、経過措置（現給保障）が講じられることにより、切替え後の県職員の給与水準は切替え前の水準がほぼ維持される。
- (b) 平成18年度における公民比較に当たっては、人事院や総務省における検討状況を注視しつつ、調査内容の充実や比較方法の改善について検討を行う。

(I) 公務運営に関する課題

報告の「むすび」において、次のとおり報告している。

a 職員の勤務時間等について

- ・職員の心身の健康保持、職業生活と家庭生活の両立及び公務能率向上の観点から、超過勤務の縮減に向けて全庁的な取組を一層進めていく必要がある。
- ・年次有給休暇については、職員一人ひとりが取得しやすい職場環境の整備に努め、週休日等とのまとめ取りや計画的・連続的使用に引き続き取り組む必要がある。
- ・職業生活と家庭生活の両立支援については、環境整備がなされてきているが、国において導入が検討されている育児・介護を行う職員の短時間勤務制について、その動向を注視しつつ検討していく必要がある。

b 職員の健康管理について

職員の心身の健康管理対策の充実と執務環境の向上等快適な職場づくりに努められてきているが、引き続き、過重労働による健康障害の防止対策やメンタルヘルス対策として、未然防止、早期対応、復職支援など心の健康管理についての充実に努める必要がある。

c 女性職員の登用等の促進について

女性職員の職域の拡大や登用等に、引き続き、総合的かつ計画的に取り組む必要がある。

d 職員の能力開発の機会拡充等について

今後とも、高度で実践的な行政能力を備えた人材育成に、効果的に取り組んでいく必要がある。

e 国の公務員制度改革について

国が検討している公務員制度改革については、引き続き、その検討状況を注視していく必要がある。

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成17年度における人事委員会への要求件数、終結件数及び平成18年度への繰越件数はいずれもありません。

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成17年度における人事委員会への不服申立ての状況（県分）は以下のとおりです。

（単位：件）

主な内容	平成16年度末の係属件数	平成17年度中の申立件数	平成17年度中の終結件数	平成18年度への繰越件数
分限処分	0	0	0	0
懲戒処分	1	0	1	0
転任処分・その他	1	0	0	1
計	2	0	1	1

(5) 苦情の処理の状況

人事委員会は、地方公務員法第8条第1項第11号の規定により、勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立てのほか、職員の苦情を処理することとなっています。

平成17年度における人事委員会への相談件数、処理件数及び平成18年度への繰越件数はいずれもありません。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年9月29日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年9月14日	特定非営利活動法人 フラット	角 森 美 保	今治市新谷乙223番地72	この法人は、障害者及び高齢者の方々を対象に、自由に安心して社会参加や自立生活が送れる様にあらゆる面から支援すると共に、地域住民に対し、対象者やボランティア活動に理解を求めつつボランティア活動に参加を促しながら個々の技能を高め、対象者が地域住民と共生できる社会づくりを促進することを目的とする事業を行い、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする。